

# 本願寺史料研究所報

## 第 61 号

発行所 本願寺史料研究所

〒六〇〇―八二六八

京都市下京区七条大宮上ル

龍谷大学大宮図書館内

電話 〇七五―三四三―三三一―

内線(五四一八)

発行者 所長 赤松 徹眞

発行日 二〇二一年九月三〇日

### 肥後国天草における三業帰命をめぐる論争

——三業惑乱以前の史料の紹介を兼ねて——

山名 深

はじめに

本稿で紹介する本願寺史料研究所保管の史料は、安永六年(一七七七)に肥後国天草で起きた安心をめぐる論争について、学林がその始末を記録して裁定を下したものである。また、東京都立中央図書館特別文庫室所蔵の「帰命解惑弁大景利貞一件書」<sup>(2)</sup>も本件に関する史料であり、併せて紹介しておきたい。

この論争で注意されるのは、大景なる人物が功存著の『願生帰命弁』(以下、『帰命弁』)を批判していること

である。というのも、『帰命弁』が掲げている安心こそ三業帰命説(以下、三業説)<sup>(3)</sup>であり、後に最大の論争とも言われる三業惑乱<sup>(3)</sup>を惹き起こす説として、真宗教学史の分野ではとりわけ注目されてきたからである。それゆえ三業説に関する研究は歴大に存在するが、上野大輔氏<sup>(4)</sup>や三浦真証氏<sup>(5)</sup>によって指摘されているように、「地域的展開の研究」や「論争過程の詳細な追究の視点」など未だなお種々の課題を残している。そのような中で、本史料は、

① 肥後国天草という地域性<sup>(6)</sup>

② 三業説への論難が本格化する以前という時代性<sup>(7)</sup>

③ 書物という形での批判が窺えるということ

の三点において注目に値するだろう。<sup>(8)</sup>

なお、肥後国における三業説に関しては、既に星野元貞氏<sup>(9)</sup>による紹介があるものの、氏が参照している『肥後

『国諸記』は安永八年（一七七九）から始まる史料群であり、本史料からはそれに先行する様子を窺い知ることができる。また、この論争は『学鬻万檢雜牘』巻二にも記録が見られるものの<sup>10</sup>、論争の背景や経緯などの詳細な内容は本史料によって初めて明瞭になると言える。

### 一 論争の経緯

まずは経緯を年表と共に整理しておきたい（次頁）<sup>11</sup>。

【表1】では、参考として肥後国における三業説をめぐる他の動向も簡単に併記した。太字で示した箇所が本件に相し、より詳細な年表を本翻刻史料の該当頁と共に示したのが【表2】である。以下、この【表2】をもとに経緯を見ていく。

事の発端は、安永六年、肥後国天草の東禅寺大景が天草法中に対して『帰命解惑弁』（以下、『解惑弁』）を書き送ったことにある。この書物によれば、当時の天草湯島の同行は、

御助け候へト一度ハ口業ニアラワシテタノマネハナ  
ラヌ、御助候へト云カ信心ナリ安心ナリ

（本翻刻史料、一四頁）

などと領解していたようであり、それは『帰命弁』に始まるように「御文章」の文に惑わされたからであると大景は言う。

それに対し痛烈に非難したのが、同じく天草の西明寺利貞である。彼は、大景から直接『解惑弁』を渡されたが、『解惑弁』に書いてある領解と自身の領解とが食い違っていたために、同年九月、『帰命解惑弁疑難』（以下、『疑難』）を著して批判を行った。

この応酬に対し、天草法中は大景と利貞を招集して事件の糾明を試みるも、利貞付きの同行には種々の問題があること、大景は回心状を出すも判然としない所があることなどから、異義の払拭には至っていないと判断し、安永七年五月六日、遂には学林へ「願書」を提出し、二人を懸席させることとなった。

同年六月、事情聴取の結果、最終的に学林は大景、利貞、天草法中に対してそれぞれ誤りを指摘し、処分を下した。誤りの内容は後述するとして、先にその処分について見ておく。

まず大景に対しては、自身の誤っていた箇所を書き記すよう指示したものの彼の領解が不十分であったため、京都で暫く研鑽を積むよう言い渡している。次に利貞に対しては、安心自体に誤りは見受けられないが勧化の仕方に偏りがあるとして、自坊以外の檀家への勧化を停止するよう言い渡している。そして天草法中に対しては、報謝称名に努めるよう安心の趣について学林が記したものを差し出し、以上をもってこの論争は収束することとなった。

【表1: 肥後国を中心とした三業惑乱関連年表】

和暦	西暦	月日	地域	事項
宝暦 12	1762	2月		功存、『帰命弁』を著す
明和 1	1764	1月		『帰命弁』が刊行される
明和 9	1769	4月16日	京都	功存、能化に就任する
安永 6	1777	9月	天草	大景と利貞の論争
安永 7	1778	6月21日	京都	大景と利貞の論争に対し、功存が裁定を下す
天明4	1784	夏		大麟、『真宗安心正偽編』を著す
天明7	1787	4月		宝巖著の『興復記』が刊行される
寛政 4	1792	秋	天草	浄専寺の貫練と恵然の論争に対し、功存が演説する
寛政 8	1796	9月23日	京都	功存、没す
寛政 9	1797	夏	京都	智洞が能化に就任し、安居で信楽帰命説を否定する
享保元	1801	4月5日	肥後	本願寺坊官が肥後の触頭西光寺・順正寺に三業安心と一念覚知の信者の調査を指示する
文化 3	1806	11月6日	京都	非三業説が正統とされる（「御裁断御書」）
文化 4	1807	2月～4月	肥後	本願寺が肥後国に対して非三業安心への改易を図る
文化 5	1808	3月28日	肥後	順徳寺玄順の本願寺への報告（三業安心がなお布教されており混乱が見られるとの報告）
文化 6	1809	5月23日	肥後	順徳寺玄乗と明専寺慶丈の本願寺への報告（同上）
文化 7	1810	2月	肥後	御崇敬同志中の本願寺への報告（「新義之輩」に不穏な動きがあったことを示唆している）
文化 8	1811	8月13日	肥後	国主が、三業派と揉めた玄乗ら非三業派を処罰する
文化 11	1814		肥後	国主が、三業派である大魯の潜入活動を阻止する
文政 11	1828		肥後	本願寺が、大魯を支援した正妙寺徳忍を「自坊慎」処分にする
天保元	1830	3月	天草	御用番下間刑部卿から触頭順正寺へ、牛深村で三業安心が盛んであることに関する書簡が出される
天保 6	1835	7月21日	肥後	徳忍の「自坊慎」が解除される

【表2: 大景と利貞の論争の年表】

和暦	西暦	月日	事項	史料
安永 6	1777		大景、『解惑弁』を著す	pp. 14-15
		初春中旬	利貞、『解惑弁』を披見する	p. 15
		秋 9月	利貞、『疑難』を著す	pp. 15-24
安永 7	1778	3月21日	大景の「一札」	pp. 25-26
		5月6日	天草法中の「願書」	p. 24
			「大景箇条書」	pp. 26-27
			「利貞返答書」	pp. 27-29
		6月10日	大景・利貞の「口上覚」	pp. 24-25
		6月下旬	「解惑弁中謬之条々大景書上」	p. 29
		6月20日	利貞・大景・法中の「結書」	pp. 10-11
			利貞・大景への「口述」と「請書」	pp. 11-12
		6月21日	利貞・大景・法中への「申渡」	pp. 12-13
		6月	「申聞候安心之趣」	p. 13

## 二 争点と裁定

## (一) 大景と利貞の争点

争点と裁定の具体的な内容を見ていく。まずは大景と利貞の争点から整理する。

先に触れたように、大景『解惑弁』の主眼は湯島同行の異義を正すことにあつた。当時の湯島同行は「御助ヶ候へ」と一度は口業でたのまなければ往生できないと領解していたようであり、これに関して大景は、「御文章」の「弥陀ヲ頼メ」という文に惑わされたものであるとしたりえで、

コレアヤマリト知ルヘシ、是本願生帰命弁ヨリコノ  
マトヒイテタリトミヘタリ (同、一四頁)

と、『帰命弁』に始まる誤りであるとしている。そしてその文の「御文章」自体の趣旨としては、

帰命ノ一心ワツカニキサシヲコルトキ、ハヤ往生ハ  
如来ノ方ヨリサタメクタサル、ナリ、其時刻ヲサシ  
テ御助ヶ候ヘトハノ玉フ也、…(中略)…アナカチ  
ニ御助ヶ候ト口業ニアラワシテ頼ミ申スコトハアラ  
ス、其大悲ノ一念ムネニキサス帰命ノ一心ハ口業ニ  
アラハレテハ直ニ南无弥陀仏ト願レ玉フ也

(同、一四頁)

と、帰命の一心の兆しが起こる時に口業にあらわれたも

のであるとする。また、最後に、

若又一念帰命ノ処。計リヲツヨクヨロコハント欲ス  
レハ、不覚不知ニシテ一念義ノ邪路ニ落入テ、報仏  
恩ノ称名ハカロクナリユクモノナレハ、必スノ行  
者ノ方ヨリ重クスヘキ処ノ報仏恩ノ称名間断アルヘ  
カラス候 (同、一五頁)

と、一念帰命を強く喜ぶ事に警鐘を鳴らしている。以上のように、『解惑弁』の趣旨は、一度は口業でたのまなければ往生できないという領解を破すことにあつたが、その過程で「御文章」の表現や『帰命弁』を、「惑」を生じさせるものとして扱ったことなどから、直後に問題視されることとなる。

では、その論難書である『疑難』について見ていきたい。分量で言えば、『解惑弁』が四丁分と極めて少量であつたが、『疑難』は二五丁に亘っている。構成としては、初めに『疑難』を著すことになった経緯が記された後、『解惑弁』を八部に分けてほとんど全文を引用しその都度論難を加えるというものとなっている。その区分に従って要略すると以下の通りになる。

①「御文章」は凡夫往生の鑑であつて、この上に自ら義を取り、文にある安心の教えを廃する事は誤りである

②口業のみを取り上げて誤りとしているが、それはあ

あなたが元々三業相応して弥陀をたのむことを嫌っているからである。また、『帰命弁』に惑いがあるのではなく、あなた自身に異義があるだけである

③ 「御文章」を書いてある通りに読もうとせず、十劫秘事になっっている

④ 報謝称名は初発の一念からではなく、信心発得以後のことである

⑤ あなたの心得には、ただ法体のみがあつて、機受が語られていない

⑥ 報謝称名を往生業と捉えている

⑦ たのむことを嫌い、往生の十劫成就を疑わず報謝称名さえすれば往生人となるというのは、十劫秘事である

⑧ 一念称名に執着してその後の多念を廃捨するならば一念義となるが、他力帰命の一念に往生が決定すると信じて報謝称名することでは一念義に陥らない

なお、大景が三業相応のたのみを嫌っていることや報謝称名を往生業と捉えていることの指摘は繰り返しながら述べていることから、利貞の力点はここにあつたと考えられる。

以上のように、『疑難』は『解惑弁』を全体に亘って批判している。その後の大景と利貞の応酬については、学林が関与して以降の史料である「大景箇条書」「利貞

返答書」などに見ることがができる。ここでは、大景自身、異義を正そうとするあまり、却って『解惑弁』が宗義に異なることを説いていたとして反省していることが分かる。そのうえで大景は利貞側が以前行っていた勸化の様子を挙げて抗議しているが、大景の批判は利貞本人ではなく主に利貞付きの同行に向いており、また、利貞本人に対する批判も些か牽強附会な面があつたようである。<sup>12)</sup>

## (二) 学林の裁定

次に、学林がそれぞれに対して誤りと判じた内容について確認していく。

まず大景に対しては、『解惑弁』について自身で誤りを認めた箇所<sup>13)</sup>以外に、

① 一念帰命を強く喜ぼうとすると一念義に陥ってしまうという『解惑弁』の記述

② ある時はたのむことを廃捨し、ある時はたのむことを勧めているように、安心をその時々で変えていること

③ 帰命の一念を尋ねた際、それが「仏たすけ給へとたのみ申」ことであるとは言わなかったこと

の三点を指摘している。

次に利貞に対しては、

① 身口を第一のこととし、三業相応の是非によって往

生が決まると思われるような説きぶりであること  
②勸化の仕方が偏っていること

の二点を指摘している。①に関して、学林の立場としては「仏たすけ給へとたのむ心あらハ必ず身口二頭れ候道理二候」(本翻刻史料、一二頁)とあることが注目される。

そして天草法中に対しては、大景への指摘の③と同じく帰命の一念を「仏たすけ給へとたのみ申」ことであると言わなかったこと、の一点のみを指摘している。

なお、天草法中へは学林から別に「申聞候安心之趣」を送っている。内容としては、「御文章」の教示に基づきながら「報土往生」「自信教人信」「報謝の称名」といった義を示し、加えて種々の異義を提示することでその陥穽に陥らないよう誠めたものである。ここに提示される異義を挙げると次のようになる。

- ・ たすけ給うとたのむことの軽視
- ・ 十劫秘事
- ・ 土蔵秘事
- ・ 自性唯心に沈むこと
- ・ 疑いながらの往生と示すこと
- ・ 自力の功をつのること
- ・ 仏恩報謝の欠如
- ・ 諍論名利・規律違反

当然ながら、大景らへの裁定でも度々問題とされていた「たすけ給うとたのむことの軽視」に関する記述が大きく比重を占めており、それに関して二種類の内容が見られる。

①名号中に知らず知らずのままにたのむ道理があるから、仏たすけ給へとたのむまでもないとし、たすけ給う仏願を尊信しない(身口意の欠如)

②ただ身口にのみたのむ姿があつて全くたすけ給うことを敬信する心もない(意の欠如、身口のみ)

①は大景が「たのむ」義を廃したこと、②は利貞が身口を第一義的に捉えていたことを踏まえての誠めであると考えられる。

むすびにかえて

最後に本史料群の位置づけについて簡単にしておく。当時の学林は、無帰命安心などに相対するなかで、『帰命弁』の主張を正当化しようとする意識が強かった。少なくとも、文化三年(一八〇六)の「御裁断御書」披露によって三業惑乱が終結するまではこの意識下にあったと言える。そのような中、三業説は種々に論じられることもあり、学林の立場も定まっていたとは言いがたい。当然ながら状況に応じて対応しており、本史料からはその一例が窺える。

この裁定に関わった学林側の人物については、『学覺万檢雜牘』巻二に次のようにある。

同六日ニ肥后天草所化中々大景・利貞兩人之指出候処、此義ハ銘々席名無之候而ハ納不申候、返ス十日大景・利貞兩人方願書指出、御能主へ御窺申、智洞藹満・玄仗藹満・両知事四人立合、同十二日天草法中御法義御安心御尋申事二候、筆記役人肥后実道子・越前瑩真兩人

〔龍谷大学三百五十年史〕史料編一、一〇九頁)

このように、能主(功存)以外に智洞・玄仗が立ち会っていることが確認できる。智洞・玄仗は共にその三業説が問題視されることになる人物であるが、当時の彼らの勸化として、身口を第一とする説に対しては、「仏たすけ給へとたのむ心あらハ必ず身口ニ踰れ候道理二候」といういわゆる自然三業説の立場で勸化していたことが分かる<sup>(14)</sup>。

ともあれ、安永六年以前の天草では、「タスケタマへ」と口業にあらわすことを往生に必要なものとしており、それを間違っていると大景の批判も存在した。しかしながらその批判も結局は行き過ぎたものとなり、能化功存の裁定によって、三業説が正式なものとして天草に定着する素地が作られていったものと見られる。

(注)

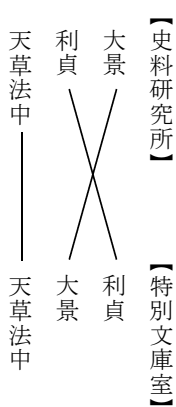
(1) 裁定を下した人物に関しては、表紙に「能化平乗寺研究有

之」、署名に「平乗寺」とあるのに加え、『学覺万檢雜牘』〔龍谷大学三百五十年史〕史料編一、龍谷大学、一九八七年、一〇九頁)の同事件に関する記録の中に、

大景・利貞兩人方願書指出、御能主へ御窺申、…(中略)…大景・利貞詰所之上、同廿一日御判談上ニテ御受印形、同日御能主方兩人被仰渡之趣、利貞義ハ…とあることから、当時第六代能化であった平乗寺功存(一七二〇〜一七九六)であると考えられる。

(2) 請求番号…加一一八九、史料名「帰命解惑弁大景利貞一件書」(後補表紙)、原外題「安永年中大景利貞一件書」、六四丁、書写、筆者はマイクロ写真で確認するのみ。本史料には、史料研究所保管の史料に相当する文書も含まれる。ただし、その重複する文書については若干の異同が見られ、また、書写時期は史料研究所保管の史料の方が古いと目される。本文の異同は以下の通り。

① 「申渡」の配列に関して、史料研究所保管の史料では大景への「申渡」が先に位置しているが、特別文庫室所蔵の史料では利貞への「申渡」が先に位置している。



② 大景への「申渡」の日付に関して、「安永七年六月」(本翻刻史料、一二頁)の後に「廿一日」とある。

③ 仮名や漢字に同音の文字の異同があるほか、「有之二付得と

(同、一〇頁)を「有之得と」と、「書判」を「書印」と記すなどの異同が見られる。

(3) 「三業惑乱」の発端自体は『帰命弁』とされるが、本稿では、「三業惑乱」をその本格的幕あけとされる智洞の能化就任(寛政九年)以降のものとして扱う(『龍谷大学三百五十年史』通史編上巻、龍谷大学、二〇〇〇年、一二五～一二六頁)。

(4) 上野大輔「三業惑乱研究の可能性」(『龍谷大学仏教文化研究所所報』三五、二〇一一年)。

(5) 三浦真証「三業惑乱研究に関する方法論の一考察」(『龍谷大学仏教文化研究所紀要』五一、二〇一二年)。

(6) 後述するが、肥後国天草湯島では、一度は口業でたのまなければ往生できないという領解が流行っていたようである。

また、本件との関わりは不明であるが、天草門徒の安心について、後の文書では「已前者不正義之土地柄ニ有之候得共、御裁断御書御指向以来、余程正義ニ立戻リ」(文化一〇年)や「天草法中・門徒中法義相続も疎々敷趣相聞」(文化一一年)などといわれている(星野元貞編『肥後国諸記』同朋舎出版、一九八六年、一四七・一五〇頁)。

(7) この論争は、『帰命弁』に対する本格的な論難の第一矢とされる大鱗『真宗安心正偽編』(一七八四年著)や宝巖『興復記』(二七八七年刊)からは数年前の出来事となっている。

(8) なお、この論争以外にも、三業惑乱以前に『帰命弁』の説示が争点となったものは、長州藩地域や越後国、讃岐国など各地で見られるということを附言しておく。それらに注目し

た近年の論稿には、上野大輔「長州大日比宗論の展開―近世後期における宗教的対立の様相―」(『日本史研究』五六二、二〇〇九年)や、小林准士「神祇礼拝論争と近世真宗の異端性―讃岐国における了空と教乗の論争の検討―」(『歴史評論』七四三、二〇一二年)、北岑大至「三業惑乱関連書籍の翻刻と註釈―讃岐の法義騒動と大鱗『真宗安心正偽編』―」(『龍谷大学仏教文化研究所紀要』五二、二〇一四年)、龍溪章雄他「龍谷大学図書館所蔵の真宗古文獻の翻刻・研究」(『龍谷大学仏教文化研究所紀要』五五、二〇一七年。越後法論に関して論考した『研究報告篇』は井上見淳担当)などがある。

(9) 星野元貞「三業惑乱と地方門末の動向―肥後国の場合―」(『村上速水先生喜寿記念 親鸞教学論叢』永田文昌堂、一九九七年)。

(10) 安永七年六月六日(二二日)の記録(『龍谷大学三百五十年史』史料編一、一〇九～一一〇頁)。

(11) 本願寺史料研究所編『本願寺年表』(浄土真宗本願寺派、一九八一年)と『肥後国諸記』に基づく。なお、星野氏前掲論文を相当に参考にした。

(12) 大景が利貞に対して行っている批判の内容が事実かどうかについては天草法中も判断しあぐねており、正確なところは不明であるが、天草法中によれば利貞自身の口述と筆記に不正義な様は見られないとされる。

(13) 「解惑弁中謬之条々大景書上」(本翻刻史料、二九頁)のこと。この文書には「六月下旬」とあって日付からは前後関係が不明瞭であるが、学林の指摘する①について書かれていな



いため、この文書を踏まえて学林が①の指摘をしているという順序と考えられる。

(14) 自然三業説は善意『白絲篇』(一七六六年草稿、一七八〇年刊)などに既に見いだされ得る思想である。なお、この自然三業説は享和元年(二八〇一)十二月の高判より殊更に強調されるも、翌二年九月の口達をもつて停止されている(『龍谷大学三百年史』龍谷大学出版部、一九三九年、三〇三頁)。

(やまな じん 本願寺史料研究所臨時勤務員  
龍谷大学大学院博士後期課程)

(以下、史料翻刻)

【凡例】

- ・ 本願寺史料研究所保管の史料として、「肥後天草法中御安心之儀能化平乗寺研究有之問答書并裁許書」(史料①)と「天草法中江申聞候安心之趣」(史料②)を書誌情報と共に翻刻した。
- ・ 参考史料として、東京都立中央図書館特別文庫室所蔵の「帰命解惑弁大景利貞一件書」も翻刻した(注2参照)。
- ・ 旧字体は常用漢字に改めた。
- ・ 適宜読点、中黒点を加えた。
- ・ 紙面の都合上、改行は考慮せず送り込んだ。
- ・ 誤字と思われるものなどについては、適宜傍注( )で示した。
- ・ 闕字は生かした。

【書誌情報・史料①】

- ・ 装丁…一冊、縦帳、輪綴(五六)、縦二七・四センチ
- ・ 横二〇・〇センチ、表紙・裏表紙とも厚手のものを後補する。

- ・ 丁数…一三丁

- ・ 行数、字数…一頁七行、一行一八文字内外

- ・ 形態…書写

- ・ 備考…表紙見返しに写字台文庫の朱印(小判型)あり。

また、表紙と同様の墨書が書かれた一紙が別にある。四つ綴じ穴で、現表紙以前に付けられていたものと考えられる。

【書誌情報・史料②】

- ・ 装丁…一冊、縦帳、輪綴(四穴)、縦二四・三センチ、横二〇・八センチ、表紙・裏表紙とも厚手のものを後補する。

- ・ 丁数…四丁

- ・ 行数、字数…一頁七行、一行一五文字内外

- ・ 形態…書写

- ・ 備考…第一丁表に写字台文庫の朱印(小判型)あり。

【翻刻・史料①】

「<sup>(表紙)</sup>肥後天草法中御安心之儀能化平乗寺研究有之

問答書并裁許書

六月廿日

利貞

結書

一 去年御忌之節西明寺にて拙僧勸化仕り、如来をたのみと申事申聞せ候得者、一人尋来者有之ニ付得と教化致し候、其後四五人尋ね来り候故たのみと申事申聞せ候、其外惣門徒を集め信不信を論せず一にたのませ候義者決して無御座候

一 九月七日湯島にて勸化の節、如来をたのみ信心決定の人も口業に願してたのみ候ハねは往生不叶と申事、決而不申候

一口業に願してたのみ申候年月日時を覚候ハね不叶と申義、決して教化不仕候

一 帰命弁跋書と申もの私決して所持不仕候

安永七年戊六月廿日

右之通り相違無御座候

利貞書判

六月廿日

大景

結書

一 西明寺門徒去年 御正忌之節不殘招き寄皆々たのませ申候

一 九月七日湯島勸化之節信心決定の人も一度者口業に願してたのまねはならぬと申義、私直に聴聞仕候

一 又其時にたのみたる時を覚ねハならぬと申され候事、

私承り候

安永七年戊六月廿日

右之通相違無御座候

大景書判

此外ニ法中安心申上候筆記ニ請判取一冊有之

六月廿日

法中

結書

一 去年 御正忌之節西明寺門徒を集め利貞たのまされ候事、彼寺之弟子十四歳に相成候晩成と申者浄専寺江参物話仕候義、急度承之候

一 小左衛門・作左衛門・政右衛門と申者、利貞付之同行ニて平生聖教等を取扱人を集め教化致し候故、此度島原表へ在家法談等差留られ候儀も、彼者共平生出入之場所故差障義茂有之候哉、と式右衛門と申者噂仕候

一 利貞自身ハ時分をさして 御忌之節改而たのみ候と申され候、又人に年月日時を急度覚申候様ニ勸化致され候事ハ分明には不承候

一 大景是までの勸化ハ不正義と不存候

一 大景解惑弁ハたのみと申義廢せられ候段、法中も不正義と存し回心為致候

安永七年戊六月廿日

右之通相違無御座候

天草

法中

惣代

惠景書判

六月廿日

利貞江之口述

一其方著述中並十六日吟味之節三業帰命と申義しは、  
申立られ候、仏たすけ給へとたのむ心あらハ自然と身  
口ニも頭れ候道理に候得共、三業相応の上より往生の  
得非をおされ候様に相聞江耳立申候、此儀いつ迄も申  
立られ候所存ニ候ハ、申上られへく候、又耳立候義  
聞咎候処得心に候ハ、尤に存知候義書付可被致候

六月廿日

利貞

請書

三業帰命と申儀書中并ニ口述仕候儀御聞咎メ耳立候旨被  
仰聞、御尤至極に奉存候、爾来耳立不申様に相守可申候、  
已上

安永七年戊六月廿日

利貞書判

六月廿日

大景江之口述

一解惑弁誤り之旨、組合法中江向て回心申候由被申上候  
二付、其意趣相尋候処、安心ハ本の儘ニ而書方誤り候  
処有之故、法中江回心証文指出申旨被申候故、何之処  
誤り候やと相尋候得者、書記被上候、右回心の分書記  
被申上候外、所々不審有之、其中におゐて、別して一

念帰命をつよくよろこハんとすれハ、不覚不知一念義

の邪路に落入て報仏恩の称名ハかるく成行、と書記せ  
られ候事、甚以相違之事ニ候、御当流法門ハ願成就の  
一念を以先とすとも、正定之因唯信心とも仰られ、又  
御文章に、一念を以は往生治定の時刻とさためて乃至  
こゝを以平生のとき一念往生治定のうへの仏恩報尽の  
多念の称名とならふ所なり、と仰られ候は何と心得ら  
れ候哉、一念義の邪義と申も其方存知候や、一念帰命  
の処を強く悦んとすれハ、一念義の邪義に落入んと申  
事、申訳有之間敷候、若し申分有之候ハ、可承候、又  
前来の勸化ハたのむと申事を勧め申候と申ながら、湯  
島同行へ対し解惑弁書遣し候節ハたのむ義をきらひ、  
法中江回心のうへハ又々たのむと申事を申され候義、  
時々肝心の安心の趣変化致条、甚以不審に覚候、未タ  
宗義練磨薄く相聞候間、以後急度相慎れ安心の趣聴聞  
可有之候

六月廿日

大景

請書

一念帰命強く悦んとすれハ一念義の邪義に落入んと申  
事、御咎メ申言申わけ無御座候、奉誤入候、又々時々安  
心変化致し候義、蒙仰奉恐入候、御安心御正当之旨幾重  
にも御教誠可被下候、已上

安永七年戊六月廿日

大景書判

申渡

大景

其方湯島同行江書遣候解惑弁、甚以宗意に致相違候、依之其地法中江も 誤り一札被指出候、此度尚又致吟味候処、安心者本之通ニ御座候得共、書記之文言に誤り在之由被申候ニ付、其誤候所別紙ニ致書記被出候様ニ申付候得者、誤之分致筆記被申上候、右之筆記之外、解惑弁之中ニおゐて甚以相違之事共有之候、且又一念帰命之所相尋候得者、 仏たすけ給へとたのみ申候事と分明ニ出言不被致候、左候得者、たのむと申義会得無之候様ニ相聞へ候、右等之趣御宗義に相障候故、急度御咎も可有之処、御容怒を以帰国御差留に候間、致入寮無油断修学候而、安心之趣練磨可致候、但シ在京資料不相調候ハ、師匠寺より相登し申候様可申遣候、猶法中へも右之趣可申付候

安永七年戊六月

右之通カシコマリ奉候

大景書判

申渡

利貞

其方書記并ニ此間申上候趣、安心相違無之候、乍然度々三業帰命と申言有之候得者、名目ケ間敷耳立申候、 仏たすけ給へとたのむ心あらハ必ず身口ニ頭れ候道理ニ候

得者、三業の具不具より往生の得非を決せられ候様相成、身口をおものやうに聞受候てハ不宜候、且勸方之義ニ付、

偏党致シ候様ニ法中より被申出候者、如何様其方勸方偏に相成候哉と無心元候、依之本坊且家中を除き、他々且家手広に勸化被致候義令停止候、已後為法之心を以自坊且家中、御相承之安心相守偏党不致候様に心を付、王法国法随分相慎候旨、勸化可被致候

安永七年戊六月廿一日

右之通カシコマリ奉り候

利貞書判

申渡

法中

其衆中安心之趣聞糺候処、一念帰命とハ 仏たすけ給へと必至とたのみ申義ニ而候条、睨と不被申候事、 御文章ハ何と拝読被致候哉、不心かけの至に候、依之御相承安心之趣、此度御書付被遣候間、向後法中申合相違無之様ニ、其地門徒中何之様もなく、 仏たすけ給へとたのむ一念の時往生決定と存し、報謝称名間断なく、王法国法相守候様ニ勸化可被致候

安永七年戊六月廿一日

右之通難有承知仕候

惠景書判

僧愷書判

規等書判

太玄書判

智雲書判

諦栄書判

恵海書判

太瑞書判

## 【翻刻・史料②】

〔表紙〕  
天草法中江

申聞候安心之趣

申聞候安心之趣

肥後

天草法中江

御宗門の本意安心決定し報土往生せしめ候事肝要の事に候、御門末の面々御宗意研究之上、自信教人信念慢有之間敷候、其安心之趣御文章にねんころに示し給ふことく、人々今度之後生二過たる一大事ハ無之候、一日も片時もしそきて弥陀超世の本願のかゝる罪ふかき身をたすけまします旨を聴聞し、雑行雑修自力の心をふりすて、一向一心に阿弥陀如来に向ひ奉り、後生の一大事たすけ給へと何の様もなくたのみ奉る一念の時御たすけ一定と疑ひなく信し奉り、往生治定の心より報謝の称名となへよろこふ計二候、此趣を面々決得せられ候ハ、其寺中の者へも自分の門徒中へも人々申聞かせ、安心治定致候様に教へ可申事に候、然に自他の往生等閑に心得、御文章を軽々敷存知候より自己の今案を構へ、御言葉を曲会し、名号中に不知不覺たのむ道理あり、仏たすけ給へとたの

むにハ及ハす、たすけ給へとたのむハ自力なりはからひなり、と超仏越祖の擗見を以て御教化を改変し、たすけ給ふ仏願を尊信せず、又仏の大悲をも自身の一大事をも思ハす、たゞ身口にのみたのむ相ありて、更にたすけ玉ふ事を敬信する心もなく徒に過行、或ハ十劫のむかし我等か往生成就せる事を心得たるを信心とこゝろえ、或ハ自力の勇猛心を以て土藏などに引こめ、時日をかさねたすけ給へ／＼と力のつかれ候まで申させ、其うへ種々の現証を見せ、名帳勘録して種々秘事邪説を教ふる類ひ、或ハ指方立相を方便とし自性唯心を秘受する類ひ、又自己の疑ひを定量として疑なからの往生と示し、或ハ雑修自力の功をつのり、或ハ御門徒を領しなから一生放蕩にして自行化他を失し、一大事を忘れ、仏祖知識の之恩を知らず、剩へ他の仰信有ものを悪み、謗難の唇をめくらし、或ハ諍論を好み、本心唯名利に走り、寺法及王法国法を守らす候様なる輩も、いにしへより僧俗共に種々有之候、是等の異義自失誤他致し候事、浅ましき事に候、能々相弁へ一念に弥陀をたのみ奉れハ、仏の方より往生治定せしめ給ふと信し、報恩の称名相続のうへ、御文章のことく門葉勸化致し、寺法王法国法を背かす候事肝要に候也

平乗寺

安永七年

戌六月

【翻刻・特別文庫室所蔵史料】  
帰命解惑弁

御文章ニノ玉ハク、阿弥陀如来ノ御袖ニヒシトスカリマ  
ヒラスル思ヲナシテ、後生ヲタスケ玉ヘト頼ミ申セハト  
云、カクノコトク御文章一通々ニミナ弥陀ヲ頼メノ  
トアル御言葉アリ、故ニ世人多ク其文ニ惑フテ義ヲ大ニ  
失セリ、コレニヨリテ皆人ノ曰、然レハ御助け候ヘト一  
度ハ口業ニアラワシテタノマネハナラヌ、御助候ヘト云  
カ信心ナリ安心ナリ杯ト云ヘリ、コレアヤマリト知ルヘ  
シ、是本願生帰命弁ヨリコノマトヒイテタリトミヘタリ、  
先当流ニヲヒテミタヲ頼ミ申セヨトアル御言葉ハ、未<sup>ッ</sup>  
雑行雑善雑修自力ノヤマサル人ニソレヲフリステ、唯  
一筋ニアミタ如来ニヒシトスカリマヒラスル思ヲナセ  
ト、其思ヲナス一心ヲアラハス御言葉ナリト知ルヘシ、  
其ノ一心ト云ハ行者ノチカラテヲコス自力ノ一心ニアラ  
ス、ヒトヘニ阿弥陀如来ノ選択本願ノ願心ヨリ引起シテ  
カタサル、他力回向ノ一心ナリ、故ニ又ノ御意ニハカル  
カユヘニ行者ノヲコス処ノ信心ニアラス、弥陀如来他力  
ノ大信心トイフコトヲハイマコソアキラカニシラレタリ  
ト云、此一心ヲ信心トモ深心トモ専心トモ決定心トモ  
憶念トモ金剛ノ一心トモ云ナリ、其名異ナレトモミナ他  
力ノ一心ヲアラワス言葉ナリ、然レハコノ一念帰命ノ一  
心ハアミタ如来ノ久遠劫ノ昔シヨリ今日マテ一度ハ助け  
スハト思シメス大悲ノ御一念、ワレラカムネニ必至トイ  
タリト、カセラレテ、帰命ノ一心ワツカニキサシヲコル

トキ、ハヤ往生ハ如来ノ方ヨリサタメクタサル、ナリ、  
其時刻ヲサシテ御助け候ヘトハノ玉フ也、何ソ口業ニア  
ラワシテ御助候ヘト申シテカラ往生サタマルニアラス、  
故ニ御文章ニ、宿善開發ノキサミ、仏ノ心光、カノ一念  
帰命ノ行者ヲ撰取シ玉フ其時刻ヲサシテ至心信樂欲生ノ  
三心ト云ナリ、此ノ三信即行者帰命ノ一心ナリ、ソコヲ  
御文章一通々ニアミタ如来ヲヒシト頼ミ奉ルトハノ玉フ  
也、アナカチニ御助け候ト口業ニアラワシテ頼ミ申スコ  
トハアラス、其大悲ノ一念ムネニキサス帰命ノ一心ハ口  
業ニアラハレテハ直ニ南无阿弥陀仏ト願レ玉フ也、此ノ  
念仏即帰命ノ一心ヲハナレタル念仏ニアラス、即帰命ノ  
一心相續ノ称名ナレハ、信行一致ニシテ差別アルコトナ  
ク、臨終ノタヘマテ間断ナキヲ報恩ノ称名トハ云ナリ、  
シカシナカラコノ六字ノ名号ノ心ヲ分テ講釈ナサル、ト  
キハ、南无ノ二字ハ帰命、帰命ハ助け玉ヘト頼ミ申スコ  
ノロナリ、又阿弥陀仏ノ四字ハタノムモノヲ助け玉フ法  
ナリ、故ニ機法一体ノ南无阿弥陀仏トハ申スナリト云、  
コレハ六字ノ名号ノ心ヲ日本言葉ニナラシテミレハコノ  
通りニテアルホトニ、ハヤク雑行雑善ヲナケステ、アミ  
タ如来ニ向ヒ奉テ後生タスケ玉ヘ南无阿弥陀仏ト頼ミ申  
セヨト、六字ノ心ヲヤワラケテ愚鈍ノ衆生ニ了解シヤス  
イヨウニ知<sup>セ</sup>玉ヘル御言葉ナリ、然レハ今アミタ如来ハ  
我等カヨウナル浅間敷モノヲ助け玉フ仏ト聞テ、サテハ  
カ、ルモノマテモ助け玉フアミタ如来カヤレウレシヤ南  
无阿弥陀仏カタシケナヤ南无阿弥陀仏ト唱テミタレハ、

直ニ阿弥陀如来ノ御助ケニアツカリテ往生ニナンノ疑フ  
 処カアラン、必ス〱文ニ惑フテ義ヲ害スルコトナカル  
 ヘシ、若シ文ノコトク義ヲ解スルトキハ三世諸仏ノアタ  
 ナリトハ仏法ノウヘノイマシメナリ、然レハ今面々雑行  
 雑善ヲステハナレテ、アマタ如来御一仏トフカク信スル  
 心ノヲコリタルトキカ、即チ御助ケ候ヘト頼ミ申シタル  
 スカタナレハ、コ、ノ処ヲアリカタク存シテ御恩ノ称名  
 ヨロコフヘシ、然レハ面々イカナル大悲ノ御メクミアツ  
 カツテ、イツノ何時アナタニウチ向テ頼ミ申ス心ノヲコ  
 リタルコトヤラ知ラス覚ヘサレトモ、カ、ルモノマテモ  
 助ケ玉フアマタ如来ノ御本願ト聞テ、疑ヒハレテアリカ  
 タヤカタシケンヤト仏恩ノ称名ヲヨロコフ身ナレハ、疑  
 モナキ報土往生人ナレハ、ナンノアヤフム処カアラン、  
 ヨク〱思ヒ合スヘシ、若又一念帰命ノ処<sup>口</sup>計リヲツヨ  
 クヨロコハント欲スレハ、不覚不知ニシテ一念義ノ邪路  
 ニ落入テ、報仏恩ノ称名ハカロクナリユクモノナレハ、  
 必ス〱行者ノ方ヨリ重クスヘキ処ノ報仏恩ノ称名間斷  
 アルヘカラス候

南无阿弥陀仏〱

湯島同行中

大景謹記

帰命解惑弁疑難

安永丁酉ノ初春中旬ノコロ、余ヤ旅行ノ思ヒ頻リニ今日  
 ヤ出立ト心セハシキコロ、同村ノ僧一二巻ノ小シキハカ  
 リノ書ヲ<sup>携</sup>推ヘ来リ、余ニ語云、是此ノ書ヤ、彼ノ湯島ノ

同行安心間違ノ故、我彼ノ邪義ヲ防ン為ニ廿日ノ間々唱  
 導ノ趣キ書記シタル一卷、又小一卷ハ、彼同行間違ヒモ  
 ト御文章ノ語ニ惑ヘル故ニ、此レヲ以テ彼ノ惑ヲ解ン為ニ  
 書キ与ヘタルナリ、請此ヲ見ヨト、余此レヲ取テ見レハ、  
 題号ニ帰命解惑弁ト題ス、一トタヒ読ミ終ニ、始中終ニ  
 余力心中ニ得サルノ事多シ、余ハモトヨリ識量<sup>モ</sup>ナキ愚  
 痴詳解スルニアタハス、二辺三辺披見ニ及フ迄テ邪正ノ  
 ワキマヘナキ故ニ、数辺読ミ心ヲト、メシニ、当流聖人  
 ノ勸メマシマス御安心一大事ノ義、甚タ以テ切要ノ事ナ  
 リ、余力平生心得タル安心領解ノ趣キト帰命解惑弁ノ了  
 解ト同一味ナラサル故ニ、コレヲ責ン事ヲ欲ス、然レト  
 モ人ノ難ハ見ヘ易ク、吾カアヤマリハ見難シト、タ、内  
 二省ミ自ラ修ルコトヲ本トスルニ、シカシト彼ノ異ヲセ  
 ムルニ心ナク、唯念仏シテ日ヲ送ルニ、彼ヤ日々夜々彼  
 ノ書ヲ以テ人ニ勸メ、人々皆其ノ化ヲウケ聖人御相承ノ  
 正教ヲ侵損スル故ニ、サラニ止ム事ヲ得ス、宗教ノ正キ  
 ヲ以テ彼ノ帰命解惑弁ヲ疑難ス、抑当流聖人勸玉フ処ノ  
 安心ノ一義ハ、阿弥陀仏ヲタノムト云事ヲ肝要ト勸玉フ  
 ナリ、然ルニ解惑弁者当流御相承ノ弥陀ヲタノムト云コ  
 トヲ異説シ、甚シキハ此ヲ廢捨ス、疑シキカナ、今試ニ  
 余力平生領解スル当流ノ安心ノ趣キハ、仏ノ本願力我等  
 如キノモノヲタスケ玉フト云事ヲ聴聞申シ分ケテ、雑行  
 雑修自力ノ心ヲフリステ、一念弥陀如来ヲ頼ミ奉ルト  
 キ、仏ノ御助ケ一定吾力往生治定ト疑ナク信シテ、一期  
 ノホトハ仏恩ノ深遠ナルコトヲ信知シ、報恩謝徳ノ称名

相續シ奉ルコト、智者愚者・出家在家・男女ノ隔ナク平等ノ領解ト心得候ナリ、然ルニ解惑弁ノ中、往往頼ムト云ハヒカコトナリト云テ、却テタノムト云コトヲイミニクマン為ニ、御文<sup>ミ</sup>又ハ願生帰命弁ヲ以テ同行ノタノムト心得タルアヤマリノ出処トオトシム、余或時彼ノ僧ニ語テ云ク、弥陀ヲ頼ムト云ハ御相承ノ安心ナリ、ト申セシカハ、彼僧謂ク、頼ムト云ハアルコトナレトモ、彼湯島ノ同行ニ対シテ頼ムト云コトハ教ユヘカラス、頼ムトイワンヨリ南无阿弥陀仏ト称スヘシト教ヘタリト、コ、ニオヒテ思フニ、解惑弁者ノ心中報謝相續ノ称名ヲ以テ業成ト執スル旨トミヘタリ、シカノミナラス、一念帰命ノトキ往生決定ト信シテソノ後ノ称名ヲ報謝相續ト心得タルヲ、一念ノ邪義ナリト談ス、依<sup>レ</sup>之皆人ソノ教ニ躊躇ス、ツ、シムヘシ、仏恩報謝ト申スコト和讃ニ、信心ノ智慧ニイリテコソ仏恩報スル身トハナレト文、又御文ニ、信心決定ノ上ニコソ仏恩報尽トモ師徳報謝ナントトモモフスコトハアルヘケレト仰セラレタリ、又御言葉ニ、信心ナクシテヨロコハントスルハ、タトヘハ糸ニテ物ヲ又フニ、アトヲムスハサルカ如クヌケテ詮ナク候ト、如<sup>レ</sup>是ノ明教アケテカソウヘカラス、然ルニ善知識ノヨロコハ、タスケタマハントノ誓ニアラス、タノム衆生ヲタスケントノ本願ナリト仰ラレタル御言葉ヲ、コレハ当流相承ノ語ニハ非ス、モトコノ語ハ心得違ヒノ人ノ語ナリト申シ、其心中報謝ノ称名ヨロコフ人ヲ、何ソ信心ヲ得ヌ人トイワント常々ニ申スナリ、コレ善知識ノ親教ヲ

フサク无眼人トイワン、当流ノ僧分タランモノ御門葉ヲ吾物貌ニ思ヒ、御相承ノ宗教ヲ自ラ改変ヲナシ、吾<sup>レ</sup>コソト器量メキタルハ、名聞利養ノタクマシキ慢心ナリ、即上ニ云処ノ一念發起ノ時御助ケ一定往生治定ト信シテ、其後ノ称名ハ仏恩報謝ノ領解ニ住スルコト、真宗御相承ノ肝要ナリ、信樂問答抄ニ曰ク、此<sup>レ</sup>法ヲ讚歎スル人ハ常ニ其本ヲ固クシテソノ末ヲ討スヘシ、古語ニ云、物有本末事有終始ト、糸ノ乱レタルスラソノ始ヲ治メスシテ末ヲ正ントセハ、何ソソノ全キコトヲ得ンヤト、余カ如キ愚痴ノ心ヲ愧スシテ、善知識ノ正教先賢ノ明判ヲ守リ、御相承ノ安心ヲ以テ彼解惑弁ヲ疑難ス、其是ナラサル処ハ明眼者ノ計、正ヲ請求スルモノナリ

御法流第八代信証院蓮如上人五帖一部ノ御消息ハ、宗祖聖人御相伝ノ御安心、御門葉ノ往生極樂ノ軌則ニ定メ玉フ、依<sup>レ</sup>之五帖ノ奥書ニ、此五帖一部ノ文章ハ信証院蓮如、愚昧ノ衆生ニ対シテ和述セシムルトコロノ消息ニシテ、祖師相伝ノ一途ナリ等ト、シカノミナラス、御代々善知識御名并ニ花押ヲ書ソヘ、日本国中津々島々ノ在家マテ御免許ナシ下サレ、御相承正義ノ趣キ違ヒコレナキヨフニ勸メ玉フノ御教化ナリ、若シ此御教示ニ違シナハ、ナカク御門葉ノ一列タルヘカラス、然ルニ近コロ御相承ノ正化ヲ如実ニ聞信シテ、雜行雜修自力疑心ナク阿弥陀仏ヲタノミ奉リ、往生治定ノ領解ニ住シ仏恩報謝ノ称名ヲヨロコフ人ヲ、コレアヤマリナリト其人ヲ責メ、己カ異義ヲ正義ノヨフニマキラカシ、人ヲシテ狂惑セシムル



コト、可<sup>レ</sup>悪<sup>ム</sup>ノ甚シキナリ、其故ハ御文ノ御教示ヲ一向ニ心得スシテ妄解ヲナス、其解ヲ挙テ疑難ス、汝<sup>チ</sup>カ解惑弁<sup>ニ</sup>云<sup>ク</sup>、御文章ニノ玉ハク、阿弥陀如来ノ御袖ニヒシトスカリマヒラスル思ヲナシテ後生ヲタスケ玉ヘト頼ミ申セハト云<sup>云</sup>、カクノコトク御文章一通々々ニミナ弥陀ヲ頼メ<sup>ノ</sup>トアル御言葉アリ、故ニ世人多ク其ノ文ニ惑テ義ヲ大ニ失セリ、コレニヨリテ皆人ノ曰、然レハ御助ケ候ヘト一度ハ口業ニアラハシテタノマネハナラス、御助ケ候ヘト云カ信心ナリ安心ナリ抔トイヘリ、コレアヤマリト知ルヘシ、是本<sup>ト</sup>願生帰命弁ヨリコノマトヒイテタリトミヘタリト 疑難ス

御文章ノ弥陀ヲ頼ムト教ヘ玉フヲ真実ニ不<sup>レ</sup>知歟、又ハ汝カ意地善知識ノ頼ムト仰ラレシヨイミ悪ム歟、世人多ク此教ニ依テ安心心得違ヘリト、汝カ意許言陳ニアラハシ、其ノ恐レ気モナク心中ヲ筆頭ニ書頭<sup>シ</sup>、帰命解惑弁ト題シ、文ニ惑フテ義ヲ大ニ失セリトノ、シル諸人、御文章ノ教ニ依テ弥陀ニ帰命シ奉ルカ惑ヒトコレヲ解スルヤ、帰命弁ニ惑ヒ在テ解スルヤ、汝ハ何宗ノ徒弟ソ何僧ノ教ヘヲ承ルソ、ヨク思ヘ、汝カ義ト云モノ異義ナルコト知レリ、抑中興上人ノ御文ハ即開山<sup>当善職様ノ</sup>聖人ノ御教訓ナリ、其ホトヲモワキマヘスシテ悪口過言ス、可<sup>レ</sup>悪<sup>ム</sup>ノ甚シキナリ、謹テ拝聴セヨ、蓮如上人明応八年二月十八日、実如上人ニ願命シタマフ安心ノ一道ハ、文ニシルシヲク申シミタスモノモアルマシ、コレヲ以テ相承ノカ、ミトセヨト、又ノ御言ニ御安心モ文ノ如クナレハ、諸国門業

モ御文ノ如ク信ヲエラレヨトノ支証ノ為ニ御判ヲナサレ候、又御文ハ是凡夫往生ノ鑑ミナリ、御文ノ上ニ法門アルヘキヤフニ思フ人アリ、大キナルアヤマリナリト、然ルニ御文ノ上ニ義ヲトリ文ノ如クノ安心ノ教ヘヲ廃スルコト、天晴<sup>レ</sup>ノ妄分別ナルカナ 解惑弁ニ曰、コレニヨリテ皆人ノ曰、然レハ御助ケ候ヘト一度ハ口業ニアラハシテタノマネハナラス、御助ケ候ヘト云カ信心ナリ安心ナリ抔ト云ヘリ、コレアヤマリト知ルヘシ、是本<sup>ト</sup>願生帰命弁ヨリコノマトヒイテタリトミヘタリト 疑難ス、一期ニ一度ト云ハ、一念發起ノ異名ニシテ一念發起即得往生ノ安心ニオイテハコノ世ハカリノ一期ニ非ス、無始曠劫已来尽未来際カケテノ一期ニ一度ナルヘシト、一期ニ一度<sup>ヒ</sup>ニ業相応シテ阿弥陀仏ヲ頼ミタノム一念ニ、吾往生ハ治定如来ノ御助ケ一定ト深ク信シ、仏恩ノ称名ヲヨロコフコト日々夜々ノ所作ナリ、コ、ヲ以テ

善知識ノ御教化ニ一念帰命ノ信心発得ノキサミ、御助ケ一定ト疑ヒナク信シ、一期ノホトハ仏恩報尽ノ称名申サルヘク候ト、然レハ一念弥陀ヲタノムハ信心ナリ安心ナリ、汝<sup>チ</sup>ハ口業ニアラハシテタノマネハナラス、御助ケ候ヘト云カ信心安心ト、口業ノコトノミヲトカメテコレアヤマリト知ルヘシトハ、本<sup>ト</sup>ヨリ汝<sup>チ</sup>カ心中ニ業相応シテ弥陀ヲ頼ムト云コトヲ嫌フ意地ヨリ云ナリ、本心嫌フ意<sup>ロ</sup>明白ナルコトハ、汝ヲ愚信スル愚俗輩ノ言フヲ聞ニ、弥陀ヲ頼ムトハ、最初ハツト打向ク処カ一念帰命、弥陀ニスカルオモイカ頼ムコト、又或ハ御助ケ候ヘト頼ムニ

ハ及ハヌ、南无ノ二字ニ頼ム謂アリ、阿弥陀仏ノ四字ニ助ケ玉フ謂レアル故ニト云ヘリ、是本ト汝カ義ヲ以テ勸ル化ノ至ル処、汝又常々ニ云シコトアリ、南无阿弥陀仏ト申ス上ヘニ御助ケ候ヘト頼ムハイヤコトナリ、仏ノ首ヲ切ル道理ナリト云テ、タマ／＼善知識ノ教ノ如ク弥陀ヲタノミタル人ニ、タノムハ自力ヒカコトナリト、タノミシコトヲ改悔サセトリカヘシナトサセ候コト、是頼ムコトヲ嫌フナリ、又転計シテ云ク、頼ムト云コトハ口<sub>チ</sub>ニ出シテ御助候ヘト云コトニハ非スト、深義アリケニ申シノフ、トニカクニ当流ノ軌則ニソムケリ、善知識ノ弥陀ヲ頼メト勸メ玉フハ、唯口業ニ助玉ヘト云ハカリニ非ス、我身後生ノ一大事ト思ヒツクトキ、十方諸仏ニ縁ナク永不成仏ノ身ナレハ、タノミヨルヘキ方<sub>チ</sub>ナキモノナルニ、帰命弁ノ如ク發起時イタリ、善知識ノ教ヘニ依テ阿弥陀如来ノ本願ヲ聞得テ、身業仏ニ向ヒ奉リ合掌敬礼シ、口業ニ阿弥陀如来ワレラカ一大事ノ後生タスケタマヘト白シ、心ニ念スルコト口業ノ如ク一心ニ帰命スルトキ、御助ケ一定ト信シテ疑ヒナキヲこそ、今ノ帰命ノスカタトハ云ナリト、然レハ誰<sub>カ</sub>口業ハカリヲヨシトスルソ、思案アルヘシ、又願生帰命弁ニマトヒアリトハ汝<sub>チ</sub>ノ帰命弁ヲ拝見セシヤ、又見サルヤ、帰命弁何ノ処ニマトヒアリヤ、汝帰命弁ノ上ニ此ノ文マトヒ不正義ナリト別書ニ出セル其文、汝<sub>チ</sub>カ為ニ今願ス、拝聴セヨ、願生帰命弁ニ曰、問、タノミシトキハタ、カリソメノヤフニテ、後ツフサニ聞ヒラキテ如実ニ信スルアリ、此人ノ初メタ

ノミシハタ、方便ノ分齊ナルヘキヤ 答、今問トコロ容有ノ一類ナリ、ソレヲ以テ正化ノ通軌ヲ妨クルコトナカレ、但シ所問ノ如キモ初メタノミシトキ御助ケ一定ナリケルモノヲト疑ヒヒラケナハ、何ソ方便ノ分齊トセンヤ、譬ヘハ日出ノ時、小シクモリアリテサテ後ニクモハレタルトキ、日光方ニ明ナレハトテ、ソノ時ヲハシメテ日出トハオモフヘカラス、然レハ最初ノ帰命ト隔時ノ決定心ト一体ニシテ成ス、凡夫ニ在テ隔時ノヤウナレトモ所帰ノ仏ニ於テハ前後ナシ、然レハ重テ改メタノムニハ及フヘカラス、然シ先<sub>キ</sub>ニ帰命セシハ一向ニモアラス自力モアリ、或ハタシカニオホヘシニモアラスナト、自ラ心カ、リニテタノミアラタメタクオモハン人ハ改ルコト失ニモアラサルヘシ、但シ已ニタノミシ心ハヨハカリシナト、アヤフムハヒカコトナリ、心ノツヨキヨハキニハヨラス、タトヒ深ク強シトテ凡夫ノ心ハ何ホトノコトカアルヘキヤ、タ、願力ノ不捨ナルコトヲ信スレハ、コレ他力ノ深信ナリ、タスケタマフハ不可思<sub>義</sub>ノ願力ナリトイフコトヲヨク／＼信スヘキナリ、然ルヲ好テシハ／＼タノミアラタメナハ、幾度ニテモ心ハ定ルヘカラス等文、コノ文ヲアヤマリノ証トミタルコトミヘタリ、汝<sub>チ</sub>ハ不正義アヤマリト見タルコト、汝<sub>チ</sub>カ別書ニミヘタリ、此願生帰命弁ノコノ文マトヒアリヤ、汝カ異義ニ合サル故ニマトヒトミルヘシ、ツ、シメ／＼

解惑弁ニ曰、先ツ当流ニオヒテ弥陀ヲ頼ミ申セヨトノ御言葉ハ、未<sub>タ</sub>雜行雜善雜修自力ノヤマサル人ニソレヲフ

リステ、唯一筋ニ阿弥陀如来ニヒシトスカリマイラスル思<sup>ヒ</sup>ヲナセト、其思<sup>ヒ</sup>ヲナス一心ヲアラハス御言葉ナリト知ルヘシ、其一心ト云ハ行者ノチカラテオコス自力ノ一心ニアラス、ヒトヘニ阿弥陀如来ノ選択本願ノ願心ヨリ引起シテ下サル、他力回向ノ一心ナリ、故ニ又ノ御意ニハカルカユヘニ行者ノヲコス処ノ信心ニアラス、弥陀如来ノ他力ノ大信心トイフコトヲハイマコソアキラカニシラレタリト云、此一心ヲ信心トモ深心トモ専心トモ決定心トモ憶念トモ金剛ノ一心トモ云ナリ、其名異ナレトモミナ他力ノ一心ヲアラハス言葉ナリ、然レハコノ一念帰命ノ一心ハ阿弥陀如来ノ久遠劫ノ昔シヨリ今日マテ一度ハ助ケスハト思シメス大悲ノ御一念、ワレラカムネニ必至トイタリト、カセラレテ、帰命ノ一心ワツカニキサシヨコルトキ、ハヤ往生ハ如来ノ方ヨリサタメ下サルナリ、其時刻ヲサシテ御助ケ候ヘトハノ玉フ也、何ソ口業ニアラハシテ御助候ヘト申シテカラ往生サタマルニアラス、故ニ御文章ニ、宿善開発ノキサミ、仏ノ心光、カノ一念帰命ノ行者ヲ撰取シ玉フ其時刻ヲサシテ至心信樂欲生ノ三心ト云ナリ、此三信即行者帰命ノ一心ナリ、ソコヲ御文章一通々々ニ阿弥陀如来ヲヒシト頼ミ奉ルトハノ玉フナリ、アナカチニ御助ケ候ト口業ニアラワシテ頼ミ申スコトニハアラスト 疑難ス、汝ハ唯法体所具ノ徳ハカリヲ目カケテ談ス、タトヘハ隣ノ宝ヲ数フル如シ、汝<sup>チ</sup>得スンハ何ソ我物トナラン、頼ミ奉リテ往生ノ大益ヲ得ル故ニ恩徳報謝ヲ申スナリ、帰命ノコトハ口業ハカ

リヲ本トスルニ非ス、誰カ汝カ云如ク心得ルモノ有ラン、ヨク思ヘ、帰命弁ニ曰ク、設ヒ仏ノ方ヨリハ行者ノ身口ノ表業ヲマタストモ、行者ノ三業恭敬ヲ致スヘキコトコレ必然ノ理ナリト、然ルニ汝法体ノ徳ノミヲ見テ、行者ハハツト打向ク処カ助ケ玉ヘト頼ムコト、イヘリ、善知識ノ正教ハ、御袖ニヒシトスカル思ヒヲナシテ後生助ケ玉ヘト頼ミ申セハ、阿弥陀如来ハ深ク喜ヒマシマストノ玉ヘリ、汝カ本心願生帰命ノ三業ヲ嫌ヒ捨ル故ニ、唯口業ニハカリ助ケ玉ヘト申シテカラ往生定マルニアラストイヘリ、コレ口業ハカリヲ嫌フニ非ス、三業トモニ廢捨スルナリ、能思ヘ、信行問答ニ、何ニ仏力ナレハトテ、行者帰命ノ一念未<sup>ッ</sup>開発起セサルトキ、仏力独リ能其徳ヲ顕スコトヲ得玉ハンヤ、又行者帰命ノ一念發起スレハトテ、行者自力ノ所作ニ非ス、宿善光明名号時至リ勅命ノ徹倒シタルナリト、然ルニ汝御文ヲ異解シテ義ヲムツカシク取り、文ノ如ク義ヲトラハ、三世諸仏ノアタナリト云、汝カ心中深キ義ヲタクワヘアルヘシトミヘタリ、御文章ハ愚昧ノ衆生ニ一大事ノ御安心ヲ教示シ玉フナレハ、タ、文ノ如クノ教ニ随順セスハカナフヘカラス、汝カ如キハ義ヲ深く取テツヒ二十劫秘事ニ類ス、汝熟察セヨ、当流ニツネノ教ヘ玉フハ、我身ハ出離ノ因縁タヘタルモノトミカキリ、一心ニ阿弥陀如来後生タスケタマヘトタノミテ御助ケ一定ト決定スヘシトノ常教也、ヨクノ思ヒ知ルヘシ、汝<sup>チ</sup>独リ異義ヲ大ニタクワヘ、文ノ如ク御安心ヲ害シ、上ミハ三世諸仏ノアタトナリ、別シ

テ祖師善知識ノ教ヘフモトキ、下モ御門葉ノ人ヲシテ邪路ニ導クコト自損々他ノ罪ミ遁ルヘカラス、善知識ノ正教汝カ酔ヲ醒シテ拝聴セヨ、御文ニ、十劫正覺ノムカシ、我等カ往生ヲ成就シ玉フコトヲ今ニワスレス疑ハサルカ信心ナリトイヘリ、コレ大キナルアヤマリナリ、イカニ十劫正覺ノ昔シヨリ我等カ往生ヲ成就シ玉フコトヲシリタリトイフトモ、ワレラカ報土ニ往生スヘキ他力信心ノイハレヲシラサル人ハイタツラコトナリト<sup>意取</sup>、然ルニ汝<sup>テ</sup>同心ノ同行ノ安心書ニ私了解イタシ候事ハ、十劫已前ニ衆生往生セスハ仏ニナラシトチカヒタマイテ、其願ステニ成就シタルスカタコソ今ノ南无阿弥陀仏ト聴聞シタテマツルウヘカラハ、然レハ我カ往生ハ仏ノ方ニ成就シテ下サレタルコトノ難有ヤ忝ナヤト思ヒ念仏申シ候ト、又汝解惑弁ニ、然レハ面タイカナル大悲ノ御メクミニアツカリテイツノ何時アナタニウチ向テ頼ミ申ス心ノヨコリタルコトヤラ知ラス覺ヘサレトモ、カ、ルモノマテモ助ケ玉フ阿弥陀如来ノ御本願ト聞テ、疑ヒハレテアリカタヤカタクシケナヤト仏恩ノ称名ヲヨロコフ身ナレハ、疑ヒモナキ報土往生ノ人ナレハ、ナンノアヤフム処カアラシ、ヨクノ思ヒ合スヘシト、又汝余ニ語シ事アリ、其言ニ云ハク、仏ノ正覺成就ノトキ吾等カ往生成就ト心得テ、御恩報謝ヲヨロコフ身ニ御式法ノ弥陀ヲタノムコトナキハタノマセ申スヘキヤ、ト余ニツキツケ候コトハ、時々余ハ御<sup>平</sup>相承<sup>生</sup>ノ三業帰命ノコトヲ申ス、ソレヲアヤシム故ニ如<sup>レ</sup>是ノ問ヲナスヘシ、然レトモ予ハタ、一大事

ノ後生ノコトナレハ、ヨクノ心得アルヘキコトナリト語ル、余思ヘラク、若ヤ其人ニ式法ヲ守リ弥陀ヲ頼ムヘシトイハ、頼ミナヲシノ邪義ト名ヲ得ンコトヲ恐ル、其故ハ彼僧ハ南无ノ二字ニ頼ムイハレアル故ニ南无阿弥陀仏ト称レハ頼ムニハ不<sup>レ</sup>及ト心得タル心中故ニ、吾レコ、ヲソル、若シ其名ヲ得ルトキハ、余モ僧ノ一分ニ召加リナカラ御相承ノ御安心ヲ勸ムルニモ、人々信用アルヘカラスト、タ、慎ムハカリナリ、トニカク汝ハ願生帰命ノ三業ヲ嫌フト云コト、言陳意許明白ナリ  
解惑弁ニ曰、其大悲ノ一念ムネニキサス帰命ノ一心ハ口業ニアラハレテハ直ニ南无阿弥陀仏ト願レ玉フナリ、此念仏即帰命ノ一心ヲハナレタル念仏ニアラス、即帰命ノ一心相続ノ称名ナレハ、信行一致ニシテ差別アルコトナク、臨終ノタマテ間断ナキヲ報謝ノ称名トハ云ナリト疑難ス、コレ最初ノ一念ヨリ報謝ト云カ、今行者カ心相ヲ教ヘ玉ヘル一念発起ノ帰命ハ、助ケ玉ヘト頼ミテ御助ケ一定ト信スルコトニテ、初一念ヨリ報恩ノ心ニ住セヨトス、ムルニハ非ス、信心発得已後ノ念仏ハ歡喜報恩ノ行ナレハ、又助ケ玉ヘノトノ念仏ニモアラス、コレ真宗ノ正教ナリ、ヨクノ御相承ノ教ヲ守テ、タノミ奉ル一念ノトキ往生治定ト決定シテ、ソノウヘ御助ケアリツルカタシケナサニ仏恩報謝ノ称名スルコソ、コレ如実修行相応ナルヘシ  
解惑弁ニ曰、シカシナカラコノ六字ノ名号ノ心ヲ分テ講釈ナサル、トキハ、南无ノ二字ハ帰命、々々ハ助ケ玉ヘ

ト頼ミ申スコ、ロナリ、又阿弥陀仏ノ四字ハタノムモノ  
ヲ助ケ玉フ法ナリ、故ニ機法一体ノ南无阿弥陀仏トハ申  
スナリト云、コレハ六字ノ名号ノ心ヲ日本言葉ニナラ  
シテミレハコノ通りテアルホトニ、ハヤク雜行雜善ヲナ  
ケステ、阿弥陀如来ニ向ヒ奉テ後生タスケ玉ヘ南无阿弥  
陀仏ト頼ミ申セヨト、六字ノ心ヲヤワラケテ愚鈍ノ衆生  
ニ了解ノシヤスイヨフニ知セ玉ヘル御言葉ナリト

疑難ス、曰ク南无阿弥陀仏ノスカタヲコ、ロウルト云ハ、  
阿弥陀仏ト申ス御仏ハ我等カヨフナルモノヲ助ケ玉フ仏  
ト聞得テ、一心ニ後生御助ケ候ヘト頼ムカ南无ノ二字ヲ  
心得タルスカタナルヘシ、頼ム一念ニ我往生ハ仏ノ御助  
ケ一定ト疑ヒナク決定申シタルカ阿弥陀仏ノ四字ヲ心得  
タルナルヘシ、コレ南无阿弥陀仏ノ六字ヲヨク心得タル  
ナルヘシ、汝ハ唯法体ノミヲ談スルナリ、汝如キハ帰命  
弁ニノ玉フ板ノ上ノ字ノミヲ執シテ、紙ノ上ニ現スルモ  
ノヲ偏ヘニ自力ト名テキラフ、コレ大ニソノ本意ヲ失セ  
リ、機モト自ラ起ラス必ス法徳ヨリス、法ヒトリアラハ  
レス必ス機ヲ待ツ、故ニ蓮師ハツネニ仏力ニヨリテ帰命  
シ、帰命スルトコロ必ス阿弥陀仏ニ撰入セラル、旨ヲ示  
シ玉ヘリ、故ニソノ御持言ニ云、信心安心トイヘハ愚鈍  
ナルモノハマタモシラヌナリ、凡夫ノ仏ニナルコト、ヲ  
シヘヨ、タ、後生タスケタマヘトタノメトス、ムヘシ、  
当流ニハコレヨリ外ノ法門ハナキナリトノ玉フ、コレソ  
マコトニ愚鈍ノ衆生了解ヤスカラシメンタ<sup>メカ</sup>ノ故ニ、三  
ヲ合シテ一トシ玉フモノナリト<sup>願生帰命弁</sup>、汝又後生タスケ

玉ヘ南无阿弥陀仏ト頼メトハ、汝心中三業帰命ヲ嫌フカ  
ラ云言ハナリ、ヨク思ヘ、汝ハ南无阿弥陀仏ノ中ニ南无  
ハ帰命故ニ別ニ頼ムニハ不及ト思ヘリ、帰命弁ニソノ名  
号ヲ行者カ安心トヒラキナスユヘニ、ソノ名号ヲキ、得  
テタスケタマヘトタノミ、其タノミ奉ル一念御助ケ一定  
ト信セシムルナリ、南无ニ具スルトテ行者カ欲生心ヲ廢  
セハ、阿弥陀仏ニ具スルユヘトテ御助ケ一定ト信スルコ  
トモ无用トスヘケンヤト、然ルニ汝カ如ク意得ハ唯法ニ  
シテ機ニ被ラストノ玉ヘルニナルナリ、又ノ玉フ如ク心  
ニタスケタマヘト念シテ称名セシハ、タスケタマヘトイ  
フト別ハナキナリ、ソノ名号ヲ信トナシテス、メタマフ、  
故ニ祖師聖人南无阿弥陀仏トタノマセタマイテトノ玉ヘ  
リ、コノ南无阿弥陀仏トタノムトノ玉フヲ御文ニ、クレ  
ノ名号ノイワレヲヨクキ、エテ、一心ニ阿弥陀如来助  
玉ヘトタノメト和解シテ教ヘ玉フ、南无阿弥陀仏ト一声  
スレハ生ル、ト教ヘハ、モシヤ称名スル功德ニテ生スト  
聞アヤマルモノモアルヘキヤトテ、ソノ信ノ一念發起ノ  
時ニ仏ノ願力ニタスケラル、旨ヲ、タシカニノシラセ  
玉ハン為ニ、一念ニ弥陀ニ帰命スレハ不可思議ノ願力ト  
シテ、仏ノ方ヨリ往生ハ治定セシメ玉フトノ玉ヘリ、名  
号ヲ本トスレハ二十願ニ濫スルコトアルユヘニ、名号ニ  
ハ必スシモ願力ノ信心ヲ具セストノ玉ヘリ、応知  
解惑弁ニ曰、然レハ今阿弥陀如来ハ我等カヨフナル淺間  
シキモノヲ助ケ玉フ仏ト聞テ、<sup>ス</sup>テハカ、ルモノマテモ  
助ケ玉フ阿弥陀如来カ、ヤレウレシヤ南无阿弥陀仏カタ

シケナヤ南无阿弥陀仏ト唱ヘテミタレハ、直ニ阿弥陀如来ノ御助ニアツカリテ往生ニナンノ疑フ処カララン、必  
／＼文ニ惑テ義ヲ害スルコトナカルヘシト

疑難ス、汝<sup>チ</sup>一念帰命ト相統報謝ト一ツニシテ、シカモ報謝ノ称名ヲ以テ帰命ノ一念ト思ヘリ、コレ本汝カ心中相統報謝ノ称名ヲ往生ノ業トストミヘタリ、トニカクニ心得難キ心中ナルカナ、御文ノ如ク御安心ヲマケ、自ラ胸臆ノ異義ヲ骨張シテ、御法流ヲケカシ、本願法王ノアタトナルコトナカレ

解惑弁ニ曰、然レハ今面々雜行雜善ヲステハナレテ、阿弥陀如来御一仏トフカク信スル心ノヨコリタルトキカ即御助ケ候ヘト頼ミ申シタルスカタナレハ、コ、ノ処ヲアリカタク存シテ御恩ノ称名ヨロコフヘシ、然レハ面々イカナル大悲ノ御メクミアツカツテ、イツノ何ン時アナタニウチ向フテ頼ミ申ス心ノヨコリタルコトヤラ知ラス覚ヘサレトモ、カ、ルモノマテモ助ケ玉フ阿弥陀如来ノ御本願ト聞テ、疑ヒハレテアリカタヤカタクシケナヤト仏恩ノ称名ヨロコフ身ナレハ、疑モナキ報土往生人ナレハ、ナンノアヤフム処カララン、ヨク／＼思ヒ合スヘシト

疑難ス、願生帰命弁ニ曰ク、問、真実ニ願生心発リナカラ、身口ニアラハシテタノミシコトナク、往生ノ決定心アル人アラハ、イカニ、答、コノ人ハ体ノ相ヲ含ム人ニシテ往生人ナルヘシ、願生心オコレハ仏ニ向フナリ、想ニ動ケハ名言ヲ具スルナリ、シカレトモ三業ノ帰命ヲス

、メ玉ヘルヲキ、ツ、私情ヲ執シテ帰命ノ相ヲ廃棄スルハ、違教ノ失ハマヌカルヘカラス、執ヲツノリテ教ニ違シナハ、何ソ本願ニ相応スルコトヲエン、ヨク／＼コレヲ思ヘシト、然ルニ汝真実ニ願生ノ心モナク、本ヨリ身口ニアラハシテ頼ムコトハ嫌フテ、唯法体所具ノ徳ノミヲ見テ、往生ハ十劫已前仏ノ方ニ成就シキワメ玉ヘハ疑モナキ報土往生ト思ヒ、報恩謝徳ノ称名サヘ申セハ往生人ト心得ルカラハ、御文ニ戒メ玉フ十劫秘事ニ類ス、世ノ中ヲ見聞スルニ、愚痴无智ノ男女一念帰命即得往生ヲ明信シテ、日夜朝暮ニ歡喜報恩ノ称名スルモノ甚<sup>ク</sup>多シ、然ルニ自ラ僧門弘教ノ形ニテ聖教ヲ披閱スルニモ、名聞利養・勝他慢我ノ邪意ニ滞ランハ、仏祖ノ照見深ク慚愧スヘキコトナリトノ示シ、可<sup>ク</sup>慎カナ

解惑弁ニ曰ク、若又一念帰命ノ処ハカリヲツヨクヨロコハント欲スレハ、不<sup>レ</sup>覺不知ニシテ一念義ノ邪路ニ落入テ、報仏恩ノ称名ハカロクナリユクモノナレハ、必々行者ノ方ヨリ重クスヘキ処ノ報仏恩ノ称名間斷アルヘカラス候

疑難ス、コノ語ノ出ル処口、汝カ胸臆ヲ師トシテ報恩ノ行ヲ以テ往生ノ業ト執スルノ旨ナリ、一念帰命ヲツヨクヨロコフノ又報仏恩ヲ輕クヨロコフノトハ、何ノコトソヤ、汝カ如ク云<sup>フ</sup>ツノリ、一念帰命ヲ輕ニスルトキハ、念々ノ称名不定ノ念仏ニナルトモ、又アトヲムスハ又糸トモイマシメ玉ヘリ、ヨク拝聴アルヘシ、口伝抄ニノ玉ハク、一念无上ノ仏智ヲ以テ凡夫往生ノ極速トシ、一形

憶念ノ名願ヲ以テ仏恩報尽ノ経営トスヘシト、又一念ヲ以テハ往生治定ノ時剋ト定ム等トモ、平生ノ時一念往生治定ノウヘノ仏恩報尽ノ多念ノ称名トナラフトコロナリト、黒谷ハ信ヲハ一念ニ生ルト取テ、行ヲ多念ニ相續セヨトノ常談ナリ、ヨク思ヘ、先賢ノ示ニ凡夫自力ノ一念称名ヲ執シテ多念ノ称名ヲ廢スルナラハ、一念義ニテモアルヘシ、他力帰命ノ一念カノ仏願力ニ乗シテ往生決定ト信シテ、唯能常称如来号ト行住坐臥ニ報恩ノ称名スルノ安心ナルモノヲ、何トテ一念義ノ邪路ニ落ち入ルトセシヤ、一念帰命ハカロク重クスヘキハ報仏恩トハ思フニ、汝ハ念々報謝ト思ヒテ称フル称名即タノムノコ、ロアルト執スルナルヘシ、故ニ別ニタノムコトヲ用ヒサルヘシ、一念帰命ハ輕ンシテ嫌フ心中八十劫タノミノ邪義ニ類シ、念々称名ヲタノムノコ、ロアリト執セハ鎮西ノ徒ニ類ス、トニカクニ吾門ノ安心ニハ相違セリトミュ、ヨクノ思案トモアルヘシ

〔補入〕

以下彼書無「右ノ趣キハ解惑弁ヲ疑難シ、又群ノ小僧一二輩、解惑弁ヲ写シ取テ是ヲ正義ノヨフニ思ヒ、

不覺不<sub>レ</sub>知惑ヒニナルコトモアランカト、ソレヲ恐ル、ハカリ、余カ如ハ愚痴盲昧ノ心他ノ思ヒヲ愧スシテ、カネテ心得タル安心領解、善知識ノ正教ノ示ヲ鑑トシテ此疑難ヲ起セリ、請<sub>テ</sub>後生ノ大事ニ志シアラン人ハ、必スシモ燕名<sub>モ</sub>ヲイタクノ事トモ深ク思ヒ合セ、本願法王ノ御指南ニ信順スヘキモノナリ、彼解惑弁ニ解セル五帖ノ御消息、カ、ル機マテモタスケタマヘルホ

トケハ阿弥陀如来ハカリナリトシリテ、何ノヤフモナクヒトスシニコノ阿弥陀如来ノ御袖ニヒシトスカリマイラスルオモヒヲナシテ、後生タスケタマヘトタノミ申セハ、コノ阿弥陀如来ハフカクヨロコヒマシマシテ等ト

願生帰命弁ニ曰ク、善知識ノ教ニマカセ身業仏ニ向ヒ合掌敬礼シテ、口業ニ阿弥陀如来ワカ一大事ノ後生タスケタマヘト白シ、心ニ念スルコト口業ノ如ク、カ、ル出離ノ因縁ナキモノヲタスケタマヘト一心ニ帰命スルトキ、御助ケ一定ト信シテ疑ヒナキヨソ、今ノ帰命ノスカタトハイフヘシト、解惑弁ハ、唯一筋ニ阿弥陀如来ニヒシトスカリマイラスル思ヲナセト、其思ヒヲナス一心<sub>ヲ</sub>アラハス御言葉ナリト知ルヘシトイヘリ、善知識ハヒシトスカリマイラスルオモイヲナシテ、後生ヲタスケタマヘトタノミ申セハトノ玉フ、彼ハ真実願生帰命ノ三業ヲ捨テ、唯仏ノ方二十劫已前ニ我力往生ハ極メ玉フト知リタルヲ信心決定トセリ、故ニ弥陀ニスカル思ヒヲナセ、其ノ思ヒカタスケ玉ヘト云コトナリトイヘリ、其意地ヨリタ、報仏恩力重キナリト談ス、其ノ報仏恩トシテ称名スル南无阿弥陀仏ヲ、南无ハタスケ玉ヘト云コト、阿弥陀仏ハタスケ玉フコト、故ニ御助ケ候ヘト頼ムコトハイラストテ、三業帰命ヲ嫌ヒ捨ルナリ、トニカクニ一大事ノ後生ナレハ、ハヤク我執ヲ捨テ、御文真実ノ教ニシタカイ、カ、ル機マテモタスケタマヘルホトケハ阿弥陀如来ハカ

リナリト知りテ、何ノヤウモナクヒトスシニコノ阿弥陀如来ノ御袖ニヒシトスカリマイラスルオモイヲナシテ、後生ヲタスケタマヘトタノミ申セハ、コノ阿弥陀如来ハフカクヨロコヒマシマシテ、御身ヨリ八万四千ノ大光明ヲ放テ光ノ中ニ撰メ玉フト、謹テ深く御受申シ、一念帰命ノ信心相続シ、称名念仏ヲ申スヘキコト、即真宗念仏ノ行者タルヘキモノナリ

南无阿弥陀仏

安永丁酉秋九月日

願書

肥後天草

法中

奉願上口上之覚

一 今度肥後国天草郡御領村西明寺弟子利貞、同处東禅寺弟子大景与申右之両僧、御安心之義ニ付、去年以来異論ケ間敷事出来仕候、依之法中申合、右両人之所立一往糺明仕候得共、事実明白ニ相分不申候、尤略随見聞窺申候处、利貞与申候者、不択自他之同行於仏前調威儀奉頼弥陀といへは往生治定と印可之、是迄雜行雜修自力之計ひを捨本願之謂を明ニ聴聞申分、往生一定と思ひ定而報仏恩之称名を喜人も、一度者口業にあらわし頼申たる年月時日を知らされハ、往生不定与廢捨之、但御作法之一辺ニ固執仕候、仍而利貞勸之同行者格別一党仕、余之同行与者事替り居申候、尤法中集会之節、対利貞ニ所立責尋申候处、彼口陳并筆記仕候上二者、

何不正義之様も相見不申候得共、利貞帰依之同行者他ニ異なり、阿党仕居申候、就夫ニ比量仕候得者、隱蜜之異計も可有御座与、法中一同ニ不審ニ奉存候

一大景与申者、彼御作法之故事を以、却而不正義之様ニ心得違居申候ニ付、对彼子細ニ申聞候处、立所ニ回心之儀申述候、乍然是亦腹心之程無覺来奉存候、依之右両僧幸ひ懸席仕申候ニ付、御暇之節被召寄、改心底御正統之御安心如実ニ相伝仕候様ニ希者、以御慈悲御教誠被成下候様奉願上候、左候ハ、法中者勿論普同行之大慶無之上、難有仕合ニ奉存候、右一大事之儀ニ付、不顧御苦勞乍恐奉願上候、以上

安永七戌五月六日

法中

御能主様

肥後天草

口上覚

大景

一 去年酉春の比より、肥後天草湯島と申处ニ同行互ニ法義異乱ニ及候、然处ニ私不図彼地へ参候ニ、彼同行共私ニ物語致候様ハ、当島ハ昔より他宗門の徒<sup>ラ</sup>とてハ一人もなく、皆御宗門にて御法義繁昌の处なれ共、未真実の信心を得て浄土往生する人も無之、漸く手前なとの同行内三十余人ならてハ、信心をとりたる人無之候、其故ハ先当流ニ於てハ弥陀を頼むか信心なりと聴聞申候处ニ、外ニ一人として弥陀を頼み申たる人これなく候、依之浄土往生者如何あらんと存候、と物語致



候へ共、私甚不審なることとも多候得共、其座に於てハ一言も答不申、先彼等か相手の同行の方へ参、内々彼党同行会合之席にて勸申候趣委く承り候処、甚以御相承の聖教の所判になき名目なんとを取扱ひ、種々の曲説をなして人を勧め候様子委く承、こと／＼く筆記致置候、其趣あら／＼別紙に書記達上聞候間、御覽被遊可被下候

如是彼同行内々会合の席上座致し、在俗の身として聖教などを取あつかひ、私の義を以て程々の曲説をなして人をすゝめ申候故、同行互ニ御法義異乱に相なり申候、依之私義甚なけし存し、彼等か非義を遮せんと存候て、試ニ著述致し候弁録、本来愚盲の身に候へハ、返て宗義ニ相違なる義を筆記致し、依之法中方ノ御教誠にあつかり甚いたましく存し、早速心底より誤入申候、然処ニ利貞子これを見て破釈致され候、其趣拝見仕候処、私曾而不申義二三ヶ所も有之候得共、御相承之御軌則三業相応之帰命之趣少しも誤なきやうニ書記致され候段、其尤ニ奉存候、併見聞ニ及候処、いづれ利貞子意許の領解ハ正しからざるより慥ニ見聞ニ及ひ申候、其故ハ今別紙に書記し指上申候通の同行の勧めに、一党して宿善无宿善の有無も論せず、又信前信後の差別もかへりみす、人々ニ今新テ口業ニ頭して頼申さゝれハ往生ハ難叶候と、唯口業の一辺ニ固執して、一人／＼ニ頼せて即座ニ信心を印可致され候事、甚いふかしく存候、依之利貞子勧めの同行ハ皆一党し

て、利貞より外ニ安心の了解致たる人ハなきやうに申、外の法中の勧めハ一向不用、惣郡中ノ御義異乱の根本ニ相成り居申候而、甚なけし存候、私本来愚盲の身なれハ、此義不審ニなし候間、仰願以御慈悲御教誠被遊偏ニ奉希候

戌六月十日

肥后天草

大景

知事御役所

書印

乍恐奉願口上之覚

利貞

一 去秋酉九月、御法義ニ付我々於在所、大景師私兩人不  
 凶御法義之論是非候処、何れ真偽相分不申候ニ付、此  
 度銘々共上京仕候一大事之御事心得違候而、若及御門  
 葉之末々候而者、御大切成儀ニ奉存候僧分者和合海之  
 儀と候得者、何卒此度奉蒙 林門之御内許、御相承之  
 趣奉決得、互ニ住和合海御相承之御法義相統仕偏ニ奉  
 希候、尤御法義論是非候筋者、銘々兩人書付御座候、  
 右為御願乍恐口上書指上申候、已上

戌六月十日

肥后天草西明寺弟子

利貞書印

知事

御役所

一札

大景

一 今度湯島同行御法義異乱ニ付、甚氣之毒ニ奉存、彼非

義を正さんといたし、破釈を加へ候処、却而宗義ニ相背候義を著述いたし、御法中方の御吟味ニあつかり早束心底より相改奉誤入候、依之已後御教誡の通相守り可申候、万一此義ニ相背き候ハ、何成御罰をも可蒙申候、仍而証文如件

安永七年戊三月廿一日

大景書印

御法中

大景箇条書

此度湯島同行御法義方異乱ニ付、不審ナル義数々候ユへ、御法中方エ箇条書ニテ御尋申上候

先利貞子ス、メノ同行政右衛門・小左衛門(マ)・作左衛門此三人、僧侶ノ前ニテハ御文章・領解文ノ通リト申シナカラ、内々同行会合ノ席ニテハ上座ニアカリ、愚俗ノ身トシテ聖教ヲトリアツカヒ、或ハ改悔文ノ略解(行問註)「此書ハ利貞子ヨリ作左衛工付属」又帰命弁ノ拔書等ヲ我身ノ孳(マ)チカラヲ以テ愚カナル尼女房ノ輩ニヨミ聞セ、種々ノ曲説ヲナシテ教化イタシ候、其ス、メニ曰、

一此度ノ極楽ノ往生ハ念仏ニテハタスカラヌホトニ、今迄ノ念仏ヲコトノクウチステ、口業ニアラハシテ御助候トイハネハ浄土往生ハ叶ハヌ程ニ、今迄ノ念仏ハミナステ、御タスケ候ト申セヨト云ヘリ  
一念仏ノ外ニコレホトアキラカナル信心アルコトヲ知ラスシテ頼ム本ヲワスレテ、スヘノ報謝ノ称名ニトリツイテアフナク无間地獄ニシツメリト云ヘリ

一此度ハ往生タニスマハ念仏ハイルマシクト存候ト云ヘリ

一一枚起証文ニ、唯往生極楽ノ為ニハ南无阿弥陀仏ト申シテ疑ヒナク往生スルト思ヒトリテ申スヨリ外ニ別ノ子細候ハストアルハ、コレハ自力聖道ノ人ニ対シテノ御言葉ニシテ、更ニ当流ノ安心ニハアラスト云ヘリ  
一頼マセテ頼マレ玉フ弥陀ナレハ頼ム心モワレト起ラシトアル御歌ハ、ソレハ法之一体ト云モノニテ、頼ムハ我力テ頼マサレハ機法一体ト云モノニアラスト云ヘリ  
一一度頼ミ申シタル其後ハ、タトヒ往生ニ疑ヒアツテモクルシカラスト云テ、ムリニ頼マセテ即座ニ往生ヲ印可セリ

一利貞子ノス、メヲ見聞スルニ、昔ヨリ雑行雑修自力ノハカラヒヨステ、本願ノイワレヲ明ニ聴聞申シ分テ、往生一定ト思ヒ定テ報仏恩ノ称名ヲ喜フ人モ、一度ハ口業ニアラワシテ頼ミ申シタル年月時ヲ知ラサレハ、往生ハ叶ヒカタク候等ト云ヘリ

一利貞子ノス、メヲ聞ニ、一向宿善無宿善ノ差別モナク、又信前信後ノ分チモナク、他宗他門ノ雑行雑修自力ノ人ナリトモ、ヒトタヒ口チニタニアラワシテ頼ミ申セハ即座ニ往生ヲ印可スルカユヘニ、カタワラニハ現世ヲイノルホトノヤカラモ、又十二三歳ノ童子ノ未タ本願ノイワレヲ聞キワキマヘサルモノニモ、口チニヒトタビタノミサエスレハ其ノトキコソ正キ往生ナリト印可スルカユヘニ、ソレヲヨロコビ声ヲアケ涙ヲナカシ

テ踊躍スルナリ

利貞返答書

此度我々御法義論是非候処、真偽難決ニ付奉願林門之御内評候ニ付、大景子指上被申候難書ニ可致返書由被仰聞、カシコマリ奉リ候、乍然難書数ヶ条之中、私シ身上ニ少モ存シ不申候事多ク御座候へハ、私シ身上ニ覺へ候事返書仕指上申候

一湯島同行政右衛門・小左衛門此三人私シス、メノ同行ト被申候へトモ、且テ私シス、メテ御法義心得申タル人々ニテハ無レ之候、去西ノ春、大景子湯島ニテツヨク申テ弥陀ヲ頼ムト云ハヒカコト、御文章等ヲ以テ申シ立ラレ候ニ付キ、彼ノ同行中不得心ニ候、其後私シ彼ノ島ニ渡リ候トキ、此一義ヲ彼同行被尋候故、私シ申シ候、其ノ如來ヲ奉頼ト云コトハ、御当流ノ肝要ト存候ト申候、ソレヨリ大景子彼ノ同行私シス、メノ人々ト可被難ト奉存候、又彼ノ同行聖教ヲトリアツカヒ教化仕候コト、私シ指図ノ様ニ申サレ候へトモ、私シ決シテ不存事ニ候、尤モ改悔文ノ略解ハ、四年以前彼ノ作左衛門ト申人聴聞仕候而私シニ被申候ハ、御了解文ノ趣キ有難キ事ニ候間、ハナレ島ニテ御法義ニ断絶候コトノミニ候へハ、残シオキカシ下タサレハ、私シケダイオロカヲ引立ノ勝縁ニ、家業ノ間ニ拝見仕度被申候ユへ、ナニコ、ロナクカシオキシヲ、只今ハ符属仕候ト難セラレ候、是ハ私誤リト存奉恐入

候

一此度ノ極樂往生ハ念仏ニテハタスカラス程ニ等ト  
此難ノ趣キ、私シ決シテ如是ノス、メノ不仕候へハ存不申候

一念仏ノ外ニコレホトアキラカナルコトヲ知ラスシテ等ト  
此難モ私シ決シテケ様ナルス、メ不仕候へハ、一向存不申候

一此度往生タニスマハ念仏ハイルマシク存候ト  
此難私シ存不申候、ケ様ナルス、メ申タルコト決テ覚無之候

一一枚起請文等ノ難  
一頼マセテ頼マレタマフ弥陀ナレハ等ノ難書  
一一度頼ミ申タル其後ハ等ノ難書

此等ノ難ハ私決シテ存シ不申、ス、メ仕候コト身上ニ覺へ無之候

一利貞子ノス、メヲ見聞スルニ昔ヨリ等ト  
此ノ難ノ趣キハ大景子書上申サレ候如クニテハ無之候、雜行雜修自力ノハカライユステ、本願ノイワレヲ明ニ聴聞申シ分テ、往生一定ト思定テ報仏恩ノ称名ヲ喜フ人ハ、マコトニ有リカタキ人ナリ、私シス、メ候

モ、後生ノ一大事若シ不心得ノ人々ハ我力ニテ助カルミチナク、十方諸仏ニ因縁ナケレハ、悪趣ニ至ルニ極

レル身ナリ、然ルニ阿弥陀ハ我等如キノモノ、為ニ本願ヲ成就シマシマス御仏ナレハ、ハヤク此阿弥陀仏

候

ヲ頼ミ申シ頼タテマツル一念ノトキ、御助ハ一定往生ハ治定ト了解申、其上ニハ仏恩報謝ノ念仏申スヘキハカリナリ、若シコノ御回向ノ信心了解ナクンハ、往生ハカナイカタキ間タ早ク信心決定スヘキコトナリトカネテス、メ仕候、又一度ハ口業ニアラハシテ頼ミ申シタル年月時日ヲ知ラサレハ、往生ハ叶ヒカタク候等ト難セラル、趣キハ、其身モトヨリ如来ヲ頼ミ申スコトキラハレ候ユヘニ、口業ノコトノミトカメテ難セラル、トミヘタリ、後生ノ一大事口業ニ助ケタマヘト申シタルハカリニテ助カルヘキヤ、何レ如来ヲ頼奉リ候コトハ自力ト思ハル、ヨリ難セラル、ト存シ候、年月時日ノコトヲ申立ラル、ハ、去ル西ノ九月私シ唱導仕候コトアリ、其トキ大景子私シニ申サレ候、同行ノ中ニ、如来ノ正覚成就ノトキ我等力往生ハ成就ト心得ヘテ、御恩報謝ヲヨロコフ身ニ御式法ノ弥陀ヲタノムコトナキハタノマセ申スヘキヤト問ル、予答フ、一大事ノ後生ノコト其身ノニヨクノ心得ヘアルヘキコトナリト申ス、其トキ大景子私シニ申サル、ハ、其元トハミタヲ頼ミ申サレシヤト尋ラレ候故頼申候ト答フ、又曰ク、イツタノマレ候ヤトシイテ申サル、故ニ、去ルコト御正忌報恩講ノ時分ニ改悔仕候ト答ヘ申シ候、ソレヨリ頼ミ申スニ年月時日ヲ知ラサレハ往生ハ叶ハヌト申スト難セラル、ト存候、コレハアマリシイテ問ル、故ニカク申シタルコトニテ候、年月時日ヲ知ラネハ往生カナワヌトハ存シモヨラヌ事ニ候

一利貞子ノス、メヲ聞ニ、一向宿善無宿善ノ差別モナク等ト

此難甚タ心得ヘカタキ難ナリ、ケ様ノス、メ仕候コト、私シ決テ存シ不申候、去ル西ノ冬報恩講ノトキ、私シ寺ノ支配ノ御門徒各々昼夜参詣仕候、報恩講トテ常ヨリ別而参詣ノ人々有之、其中ニハ宿善無宿善自宗他宗ノ人モアリツヘシ、其トキ唱導仕候趣キハ、無常転変ノ世界ナレハ、誰レノ人々モ後生ノ一大事御心得ヘ肝要ナリトス、メ候、夫ニ付後生ヲ大事ト思ハ、我力ヲニテ助カル道ナケレハ、早ク阿弥陀如来ヲ頼ミマヒラセ念仏申スヘキヨシ、毎日毎夜ス、メ仕候処ニ、御門徒ノ中ヨリ尋ネ申シ候ハ、如来ヲ頼ムト云コトハイカヨフノコトニ候ヤト申シ候故、改悔文ノ如ク雑行等ノ心ヲステ、自力疑ヒノ心ナク如来ヲ頼ミ奉リ、頼ム一念御助ケ一定トコ、ロヘ、仏恩ノ称名申サルヘシトス、メ候、ソレヲキ、又々四五人モ尋ネ来ル人アリ、ソレヨリシテミタヲ頼ムハ新シキコトメツラシキコト、申シ立テ、頼ムハ自力新義ナリト風評致候、現世ヲイノル人カ頼マレ候力、又イカナル人カ頼マレ候力、一大事ト存シ尋申シタル人々ヨリ外ノコトハ存シ不申候コトニ、一大事無理ニ宿善無宿善ノ沙汰ナシニ頼マセ候トハ、私シ身上ニ且テ無<sub>レ</sub>之候、私シス、メ候ハ随分本願ヲキ、エテ、如来ヲ頼ミマイラセ念仏スヘキヨシス、メ仕候、今コノ事ヲ難セラル、ト存候、又十二三歳ノ童子ノコトハ、私シ寺ノ小僧私シニ申スヨフ

ハ、ミタヲ頼ムト云コトハイカ、致スヘキト私シ申シ候ハ、後生ノ一大事ヲ頼ミ奉ルコト、申シ聞セ候、ケ様ナルコトヲキ、伝ヘテ難セラル、ト奉存候コトニ、往生ノ大事印可スルナト、ハ甚タ可恐ヘキコトナリ、ケ様ナルコトハ私シ身上ニ微塵モナキ事ヨリモ書レ候ト奉恐入候、幾ヘニモ私シス、メ候趣キハ、解惑弁疑難ノ通り心得ヘス、メ仕候、心得違ヒ候ハ、随分改悔仕御相承ノ御正義奉信ヘク候

解惑弁中謬之条々大景書上

一 御文章ニノ玉ハク、阿弥陀如来の御袖ニヒシトスカリマヒラスル思ヲナシテ、後生ヲタスケ玉ヘト頼ミ申セハト云云、カクノコトク御文章一通々々ミナ弥陀ヲ頼メ、トアル御言葉アリ、故ニ世人多ク其文ニ惑フテ義ヲ大ニ失セリ、コレニヨリテ皆人ノ曰、然レハ御助ケ候ヘト一度ハ口業ニアラワシテタノマネハナラヌ、御助候ヘト云カ信心ナリ安心ナリ杯ト云ヘリ、コレアヤマリト知ルヘシ、是本願生帰命弁ヨリコノマトヒイテタリトミヘタリ、先当流ニヲヒテミタヲ頼ミ申セヨトアル御言葉ハ、未<sup>タ</sup>雑行雑善雑修自力ノヤマサル人々ソレヲフリステ、唯一筋ニアミタ如来ニヒシトスカリマヒラスル思ヲナセト、其思ヲナス一心ヲアラハス御言葉ナリト知ルヘシト

此文甚誤リナリ

一 何ソ口業ニアラハシテ御助候ヘト申シテカラ往生サ

タマルニアラス  
此一ヶ条アヤマリ也

一 帰命ノ一心ハ口業ニアラハレテハ直ニ南无阿弥陀仏ト頭レ玉フ也  
此文アヤマリ也

一 アミタ如来カヤレウレシヤ南无阿弥陀仏乃至仏法ノウヘノイマシメナリ

一 コノ一条アヤマリ也

一 必スノ行者ノ方ヨリ重クスヘキ処ノ報仏恩ノ称名間断アルヘカラス  
コレ又アヤマリ也

右三方吟味口書等別紙アリ

安永七年

戊六月下旬

※ ※ ※ ※ ※ ※

「近世の本願寺、その日その日」 左右田昌幸

コロナ状況下で、「お弁当の蓋」を開けることがほとんどできません。状況が深刻化する以前の「お弁当の蓋の裏についたご飯粒」からネタを引っ張り出してみました。

## 【「本願寺と大通寺」に少し補足】

項目【本願寺と大通寺】を本誌(第六〇号、二〇二一年)に掲載したあとで、補足したい内容をふくんでいる史料にであいました。

大通寺が本願寺の宗主や法宝物の避難場所として指定されていたことは、項目【養老亭】(種智院大学密教学会『密教学』第五五号、二〇一九年)や項目【最後の補足・吉祥院村陽泉亭篇】(『密教学』)や『本願寺史料研究所報』とは別の媒体で活字にする準備を進めています)でも紹介しました。そこで記したように、避難を巡る大通寺と本願寺との関係は片務的な関係ではなく、互恵的な関係であることも指摘しました。

留役所「山城諸記」安政五年(一八五八)十一月十三日条によれば、大通寺総代として実法院は、本願寺に次のような「奉願口上覚」を提出します。

一当山儀、往古ヨリ厚御由緒も有之、非常等之節御門主様御立退御場所之処、元来方丈手狭、別而近來修覆も不行届申ニ付取払、当時甚手狭ニ而当惑御座候、然ル処先年御殿江も奉願、御開山聖人御持□仏開帳も仕、其節より右御本尊御供□等相成候様致度と奉存、是迄種々工風も仕候得共、何分時節も無之(中略)前件奉申上候非常御立退御場所も手狭故、右御本尊奉安置□□御供養も仕候様、且御成之節ニも御座所ニ相成候様、内仏立書院一

ヶ所御建立被為成下候様ニ一山とも奉願申上度候、尤是迄方丈裏空地何程も御座候間、右場所江何卒出格之思召ヲ以、宜御沙汰可被下候様奉願候、以上

大通寺惣代

午十一月

実法院

六条御殿

御役人中

大通寺は、項目【本願寺と大通寺】の【付記一】【付記二】で紹介したように親鸞聖人の「御念持仏」と称する「八ツ藤弥陀与尊像」を開帳するための道具類を本願寺に借用を依頼したり(留役所「山城諸記」五十九番帳の嘉永三年(一八五〇)六月二十日条)、「八ツ藤弥陀」を安置する「庵室」を建築する費用の助成を求めたりしていました(同前)。しかし、開帳は実現しても、「庵室」の建築は実現していなかったのでしょう。大通寺は安政五年十一月に、本願寺の宗主の非常立ち退き場所であること、御成に際する御座所にもなるという理由付けによって、書院を建築する費用の助成をあらためて本願寺に求めたということでしょう。

本願寺の対応は、留役所「山城諸記」に筆録された安政五年「十二月四日三政所一番伺帳」に窺えます。そこには「非常之節御立退御場所ニ仕度旨願出候ニ付評考仕候処、右者無下ニ御断ニも難相成候へとも、何分当御時

節柄之事故御許容二者難相成」とあります。互恵的な関係とはいうものの、本願寺はすぐさま大通寺の要望に応えることはしませんでした。

紹介した記事には、ちよつと気になる文言があります。「非常之節御立退御場所ニ仕度旨願出候」とありますが、大通寺に宗主や法宝物の避難場所を依頼したのは、もと本願寺側が依頼してのことでした。それによつて本願寺は、文化十年(一八一三)正月の「急火之節御手当定」(「日次之記」)でも大通寺を避難体制に組み込んでいたわけですが、この文言はまるで大通寺側が避難場所に指定して欲しいと願つてる意味に理解できてしまいます(「急火之節御手当定」については、項目【最後の補足・吉祥院村陽泉亭篇】で少し詳しく目に紹介します)。

この点は、本願寺のなかで避難を必要とする非常事態が過去にあり、実際に大通寺に宗主や法宝物を避難させた経験が忘れられつつあるようにも感じさせられます。実際の経験に基づいた避難体制も、危機意識が薄れるにつれて、顧みられなくなつていくような状況が読み取れるかもしれません。たとえば、「諸事被仰出申渡帳」嘉永二年(一八四九)七月十一日条によれば、去る七月八日に枳殻屋敷裏手の町家が出火した際、出動した御作事消防方藤林孝祐・八木忠助が定められた出動の方角を無視したとして厳しく察当されています。そのような事態があったためか、嘉永二年十二月六日に、文化十年正月の災害避難体制があらためて達せられています(留役所

「諸日記」同年月日条)。本願寺のなかで危機意識が薄れるというより、各部署で危機意識の深淺にばらつきがあったという方が実態だったのかもしれない。なお、「諸事被仰出申渡帳」安政元年四月六日条によれば、本願寺は各役所に対して文化十年正月の災害避難体制を、近年の状況を考慮して「折衷取捨」した実用的な方法を勘考すべき旨を達しています。火災に対する避難体制についてはやはり項目を別に立てないと、本題に戻れなくなりますので、この辺で終わっておきます。

本題に戻ります。安政五年「十二月四日三政所一番伺帳」のなかの「何分当御時節柄」というのは、このあとに「大御遠忌前二者、御修覆向、其外御入費多端可被為在候事故、迎も御仕向ニ不相成」と説明されています。では、諸種の面で本願寺が上位に立った片務的な関係であったかといえ、右者無下ニ御断ニも難相成候」という文言が示すように大通寺の依頼を無碍に却下するような関係でもありませんでした。

記事は、「猶御遠忌相済、御勝手も被為在候ハ、其節少々之儀ニ而御仕向も被為在候旨、御返答被為在候ニ而可然奉存候」と続きます。

つまりは、当たり前といえ、当たり前のことなのですが、寺院の勢力からしても主導権は本願寺にあり、互恵的といつても両者が対等ではなかったということです。

(さうだ まさゆき 種智院大学特任教員)

本願寺史料研究所委託研究員)

## 《研究所の諸活動(二〇二〇年度)》

- 1、本願寺史料研究所保管の文書調査・整理
- 2、研究の社会的還元

(1) 『本願寺史料研究所報』の編集・発行

第五九号、二〇二〇年八月三十一日刊行

第六〇号、二〇二一年三月三十一日刊行

(2) ホームページの更新

3、『本願寺教団史料』近畿編Ⅱ(大阪編)の編集

4、本願寺文化財に関する事

5、諸寺院並びに研究所・図書館等の史料調査

6、『増補改訂 本願寺史』の編集

【第四巻】資料収集・整理・編集

7、公開講座

岡村喜史「親鸞聖人御誕生八五〇年・立教開宗八〇〇年に向けて

親鸞聖人の誕生と日野の地〜日野誕生院の成立まで」

小林健太「幕末期の本願寺と「勤王僧」〜広如上人と超然・月性」

新型コロナウイルス感染症の拡大状況を受け、例年の二会場(東

京・京都)での開催を取りやめ、御正忌報恩講法要期間限定(二

〇二一年一月九日から一六日)のオンライン配信を実施

8、その他

(1) 本願寺・真宗史に関する質問への回答

(2) 他の研究機関・研究者との研究連携

(3) 他機関・研究者よりの保管資料類の閲覧依頼に

対する資料提供

## 《編集後記》

本号では、山名深氏に安永期天草における異安心問題についてご執筆いただきました。ご紹介くださった史料は、真宗理解の正統・異端をめぐる地域的衝突とその決着までの道筋に関し、問題の具体的な動向を追えるもので、とても興味深い内容だと思われまます。

山名氏の原稿は、昨年度、当研究所に提出された研究生報告書に加筆・修正が施されたものです。当研究所では研究生制度を設け、これから本願寺史・真宗史研究に羽ばたいていく若手研究者の育成を応援しております。毎年、公募しておりますので、ご関心をおもちの方はぜひご応募ください。

左右田昌幸氏には、前号に続き本願寺と大通寺の関係を論じていただきました。被災時の避難をめぐる両者のやり取りは、大規模災害が続く昨今の状況からしてリアルティを感じますし、史料中の短い文言から両者の関係の内実を読み取る作業は繊細で説得的に映じます。

感染症問題は研究環境にも深刻な影響を及ぼしています。当研究所でも、昨年度の公開講座はオンライン配信での実施とさせていただきます。対面での取り組みの多くが難しくなり、インターネットを活用した事業がますます重要性を増すなか、この状況だからこそ必要な研究を探究して参りたいと存じます。